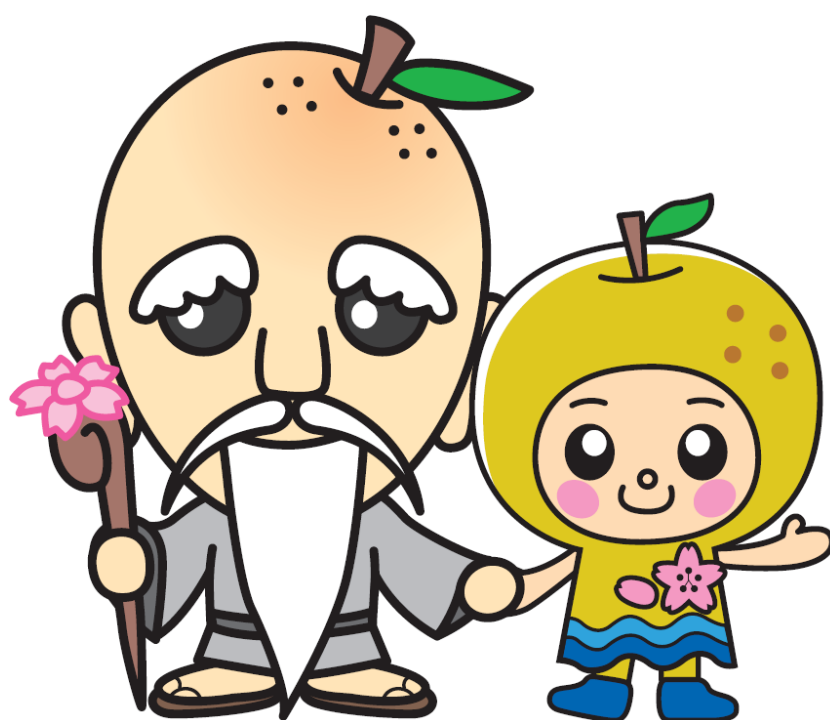


第4次神川町障害者計画
第7期神川町障害福祉計画
第3期神川町障害児福祉計画



令和6年3月
神川町

「障害」という言葉について、法律用語では漢字表記となっておりますが、近年「障がい」といった表記がみうけられることから、表記の方法について、本計画の策定委員会で議論した結果、本計画書においては漢字表記とすることとしました。

< 目 次 >

■第4次障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景及び趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 法令等の根拠及び計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 障害者施策の基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 計画の期間と見直しの時期・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 7 計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 障害者の状況と取り巻く環境

- 1 神川町の人口等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 神川町の障害者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 現状の課題と今後の方向性

- 1 理解と共感の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 保健・医療体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 教育・学習環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 社会参加の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 5 福祉のまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 計画の点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

■第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画における目標

- 1 令和8年度の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 - (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・ 37
 - (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・ 38
 - (3) 地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・ 40
 - (5) 障害児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・・・ 43
 - (6) 相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・・・・ 44
 - (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築・・ 45

第2章 サービス等の見込量	
1 障害福祉サービス等の見込量	46
(1) 訪問系サービス	46
(2) 日中活動系サービス	48
(3) 居住系サービス	50
(4) 相談支援	51
(5) 障害児通所支援等（障害児を対象としたサービス）	52
(6) その他の活動指標	54
2 地域生活支援事業の見込量	57
(1) 地域生活支援事業（必須事業）	57
(2) 地域生活支援事業（任意事業）	60
第3章 その他の障害福祉制度	61
第4章 成年後見制度の活用	62

資料編

1 アンケート調査結果（障害者）	63
2 アンケート調査結果（健常者）	73
3 用語解説	80
4 策定経過	86
5 策定委員会名簿	87
6 策定委員会設置要綱	88

第4次神川町障害者計画

【令和6年度～令和11年度】

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景及び趣旨

神川町では、障害者基本法の考え方を踏まえ、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「第3次神川町障害者計画」を策定し、「ノーマライゼーション」・「リハビリテーション」の理念に基づき、障害者施策を推進しています。

また、障害福祉サービスの方向性を明らかにするものとして、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第6期神川町障害福祉計画・第2期神川町障害児福祉計画」を策定しました。

両計画により、誰もが住みなれた地域や家庭で自立した日常生活や社会生活を築いていくことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等の数値目標を設定して、計画的なサービスの提供に努めています。

国では、障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者施策の抜本的な見直しの動きがあり、様々な制度の改革が進められております。

平成30年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と「児童福祉法」が改正されるなど、障害福祉に関する法律や制度が順次整備されております。その一方で障害者の重度化や高齢化、介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、医療的ケア児への支援、精神障害者の地域移行の促進、就労支援サービスの向上など、様々な課題への対応が求められています。

以上のように、わが国の社会福祉全体の枠組みは、社会福祉の基礎構造改革に伴って大きく変化しています。

こうした動きの中で、障害者施策の基本理念と施策の方向性を示すため、令和6年度から令和11年度までの第4次神川町障害者計画と、令和6年度から令和8年度までの必要なサービス量を見込むとともに、その確保を目的として第7期神川町障害福祉計画・第3期神川町障害児福祉計画を合わせて策定します。

2 法令等の根拠及び計画の性格

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、神川町の障害者施策に関する基本的な計画として位置づけます。

また、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」とし、「神川町障害者計画」に掲げる障害福祉サービスに関する3年間の「実施計画」として位置づけます。

この計画の策定に当たっては、国・県の指針に留意し、「神川町総合計画」、「神川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「かみかわちよっくら健康21」、「神川町子ども・子育て支援事業計画」等、他の計画と整合を図りながら策定するものとしします。

さらに、この計画は、行政のみで対応できるものではなく、障害者を含む町民、地域住民の理解と協力、主体的な取り組みがあってこそ実現するという、町民の共通理解を目指すものです。

3 基本理念

前計画の理念を引き継ぎ、障害者基本法にも受け継がれている「ノーマライゼーション」・「リハビリテーション」を基本理念とします。また、この基本理念に基づき、尊敬、支えあい、自立の精神で「すべての人が共生できるまちづくり」を目指します。

ノーマライゼーション
リハビリテーション

4 障害者施策の基本的視点

(1) 理解と共感の推進

- ◎障害者福祉思想の普及
- ◎福祉教育や交流を通じた心のバリアフリーの推進
- ◎権利擁護の推進

(2) 保健・医療体制の充実

- ◎障害の軽減や健康づくりの充実

(3) 教育・学習環境の充実

- ◎就学前児童等に対する相談支援体制の充実
- ◎個々の児童生徒に応じた教育・学習の実践と充実

(4) 社会参加の推進

- ◎社会参加活動や福祉活動の推進

(5) 福祉のまちづくりの推進

- ◎安全で快適な生活環境の整備

5 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置及び庁内関係課との連携

本計画の策定にあたっては、識見を有する者、障害者団体・関係機関の代表、関係機関の行政職員からなる「神川町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行いました。

また、障害者福祉計画の策定に係わる課を主管課とし、庁内関係課との連携を図り、策定委員会との連携・調整を行いました。

(2) 住民の意見の反映

本計画の策定にあたり、障害者の現状や意向などを把握するため、また、健常者の障害者に対する意識の掘り起こしのために、アンケート調査やパブリックコメントを行い、広く意見を聴取し、計画づくりに反映させています。

◆ 調査の概要

対象者	対象者数(人)	回収数(通)	回収率(%)
身体障害者	215	159	48.2
知的障害者	55		
精神障害者	60		
健常者	100	37	37.0

◆ 対象者及び調査方法

- ・ 障害者手帳所持者 無作為に抽出し郵送による配布回収
- ・ 健常者 無作為に抽出し郵送による配布回収

6 計画の期間と見直しの時期

「第4次神川町障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とします。ただし、今後の社会情勢の急激な変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直すこととします。

また、「第7期神川町障害福祉計画」「第3期神川町障害児福祉計画」は、令和6年度を初年度とした令和8年度までの3か年計画とし、3年後の令和8年度中に見直しを行うこととします。

◆ 計画の期間及び見直しの時期

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3次神川町障害者計画						第4次神川町障害者計画					
					策定						策定
第5期神川町障害福祉計画・ 第1期神川町障害児福祉計画		第6期神川町障害福祉計画・ 第2期神川町障害児福祉計画		第7期神川町障害福祉計画・ 第3期神川町障害児福祉計画		第8期神川町障害福祉計画・ 第4期神川町障害児福祉計画					
		策定			策定			策定			策定

7 計画の対象者

本計画で対象となる人は、障害者基本法による身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）のある人や、難病、発達障害など、障害のあるすべての人々です。さらに、計画を推進するためには町民の理解と協力が必要であることから、障害者を始めとするすべての町民を対象とします。

第2章 障害者の状況と取り巻く環境

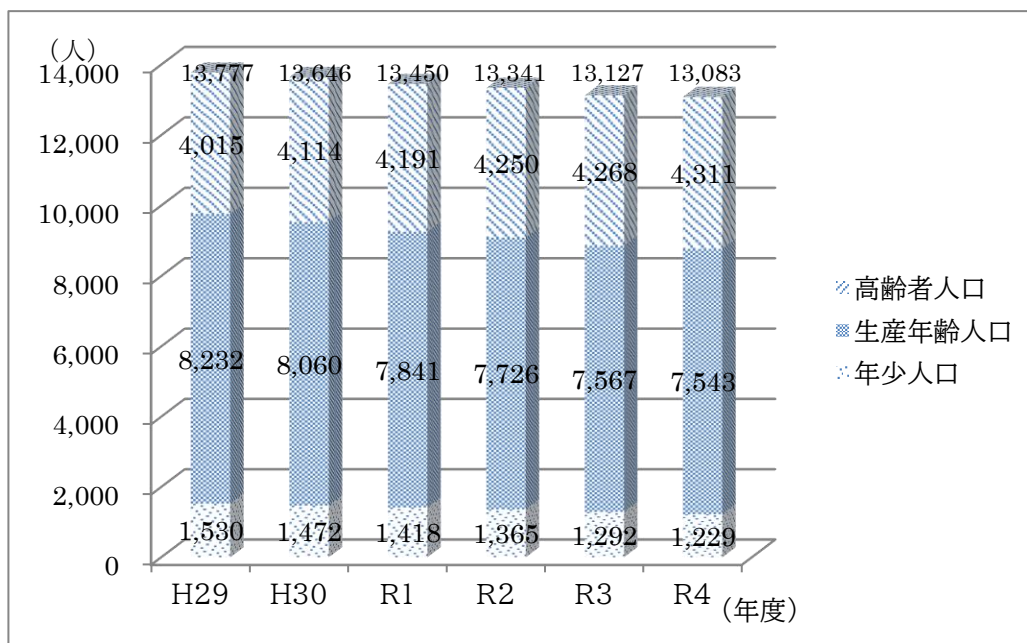
1 神川町の人口等

(1) 総人口の推移

平成29年度末と令和4年度末の総人口を比較してみると、毎年約100人ずつの減少となっています。

年齢3区分別人口推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少の傾向にあり、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けています。

◆ 年齢3区分別人口推移

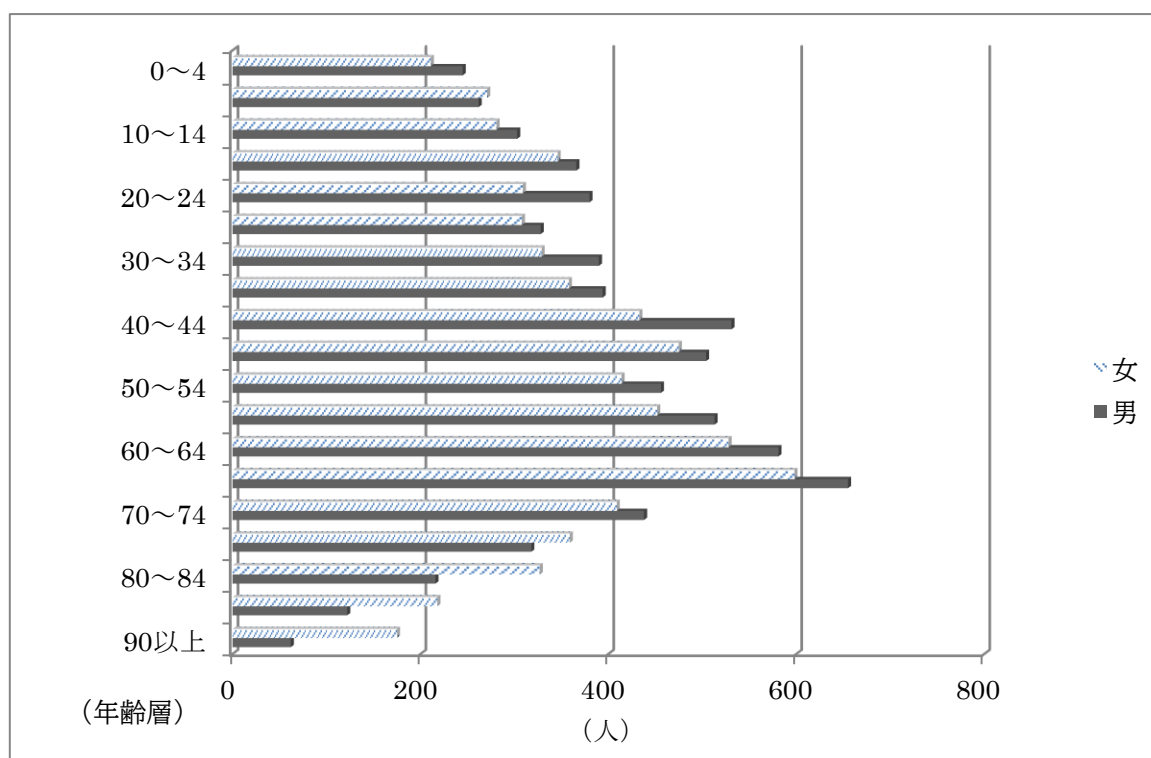


資料：住民基本台帳（各年度末現在）

(2) 人口構成

本町の令和5年3月末現在の人口構成を5歳階級別にみると、男女ともに65～69歳の年齢層がもっとも多く、次いで60～64歳が多い状況となっています。2番目に人口が多い60～64歳の年齢層が5年後には65歳以上の高齢者となることから、今後も大幅な高齢者の増加が見込まれます。

◆ 人口構成



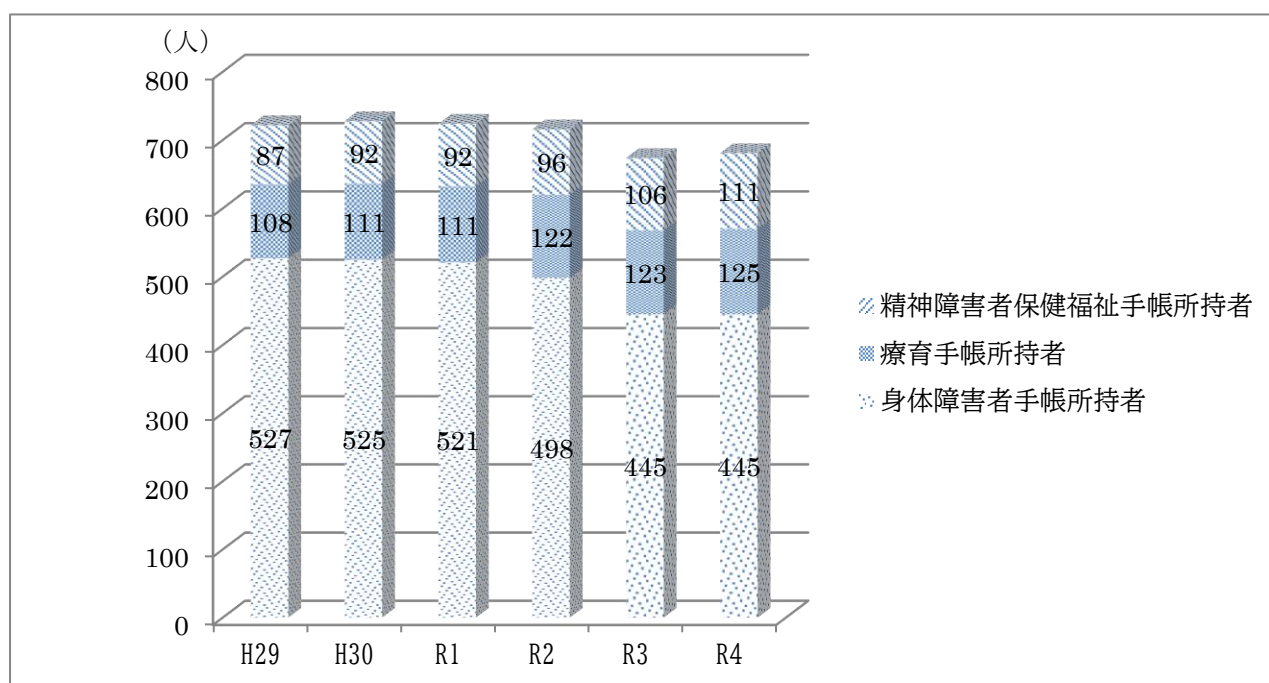
資料：住民基本台帳（令和4年度末現在）

2 神川町の障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の総数は、令和4年度末では681人となっており、平成29年度末と比較すると41人減少しています。また、令和4年度末現在の所持者の割合は、身体障害者手帳の所持者が全体の65%と最も多く、次いで療育手帳、精神障害者保健福祉手帳となっています。

◆障害者手帳所持者の推移



資料：埼玉県（各年度末現在）

(2) 身体障害者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、令和4年度末現在で、445人となっており、平成29年度末と比較すると82人減少しています。

障害種類別で見ると、令和4年度末現在で、肢体不自由が194人と最も多くなっています。

◆ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害程度別） (単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
H29	176	86	85	114	34	32	527
H30	186	82	77	114	34	32	525
R1	179	78	82	116	31	35	521
R2	166	74	80	114	31	33	498
R3	148	68	72	102	26	29	445
R4	151	69	69	104	22	30	445

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

◆ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別） (単位：人)

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
H29	50	54	6	261	156	527
H30	48	54	5	250	168	525
R1	48	54	5	242	172	521
R2	46	53	5	230	164	498
R3	40	47	5	197	156	445
R4	37	45	5	194	164	445

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

(3) 知的障害者の状況

療育手帳の所持者数は、令和4年度末現在で、125人となっており、平成29年度末と比較すると17人増加しています。また、等級では、B（中度）とC（軽度）の占める割合が高くなっています。

◆ 療育手帳所持者の推移（障害程度別） （単位：人）

	㊦	A	B	C	計
H29	16	24	36	32	108
H30	16	25	38	32	111
R1	15	26	39	36	116
R2	15	24	42	41	122
R3	16	25	37	45	123
R4	16	25	36	48	125

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

(4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和4年度末現在で、111人となっており、平成29年度末と比較すると24人増加しています。また、通院患者を疾病別の推移で見ると、統合失調症圏及び気分障害の占める割合が高くなっています。

◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（障害程度別）（単位：人）

	1級	2級	3級	計
H29	9	45	33	87
H30	9	48	35	92
R1	11	50	30	91
R2	12	53	31	96
R3	10	56	40	106
R4	5	63	43	111

資料：埼玉県立精神保健福祉センター（各年度末現在）

◆ 精神障害者（通院患者・疾病別）の推移（単位：人）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
症状性を含む器質性精神障害	2	3	3	3	2	3
精神作用物質使用による精神及び行動障害	1	0	0	1	1	0
統合失調症圏	46	47	50	29	44	50
気分障害	64	68	58	20	62	70
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	7	10	11	6	14	17
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	2	2	1	0	1	0
成人の人格及び行動の障害	(2)	1	1	1	1	2
精神遅滞	3	3	2	1	2	3
心理的発達の障害	6	6	5	2	5	6
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	3	1	3	0	3	4
てんかん	8	9	9	5	12	15
その他の精神障害	0	0	0	0	0	0
分類不明	2	0	2	67	19	4
計	146	150	145	135	166	174

資料：埼玉県立精神保健福祉センター（各年度末現在）

(5) 難病患者の状況

特定疾患（指定難病）医療受給者数は、令和4年度末現在で84人となっており、平成29年度末と比較すると6人増加しています。

また、小児慢性特定疾患医療受給者数は、平成29年度末では17人、令和4年度末では7人となっています。

◆ 難病患者の推移

(単位：人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
特定疾患（指定難病） 医療受給者数	78	72	83	88	84	84
小児慢性特定疾患 医療受給者数	17	13	11	11	11	7
合計	95	85	94	99	95	91

資料：埼玉県本庄保健所（各年度末現在）

第3章 現状の課題と今後の方向性

1 理解と共感の推進

(1) 現状と課題

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人も、それぞれかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければなりません。

障害のある人もない人も、ともに生きる社会を実現するために、様々な広報・啓発活動が展開されていますが、依然として、障害に対する誤解や偏見により、不利益な扱いを受けたり、障害に対する配慮が十分でないため、様々な場面で暮らしにくさを感じている人も少なくありません。

ノーマライゼーションの理念を推進していくためには、障害者に対する正しい理解と認識をもって誤解や偏見をなくすための活動を継続的に進めていく必要があります。

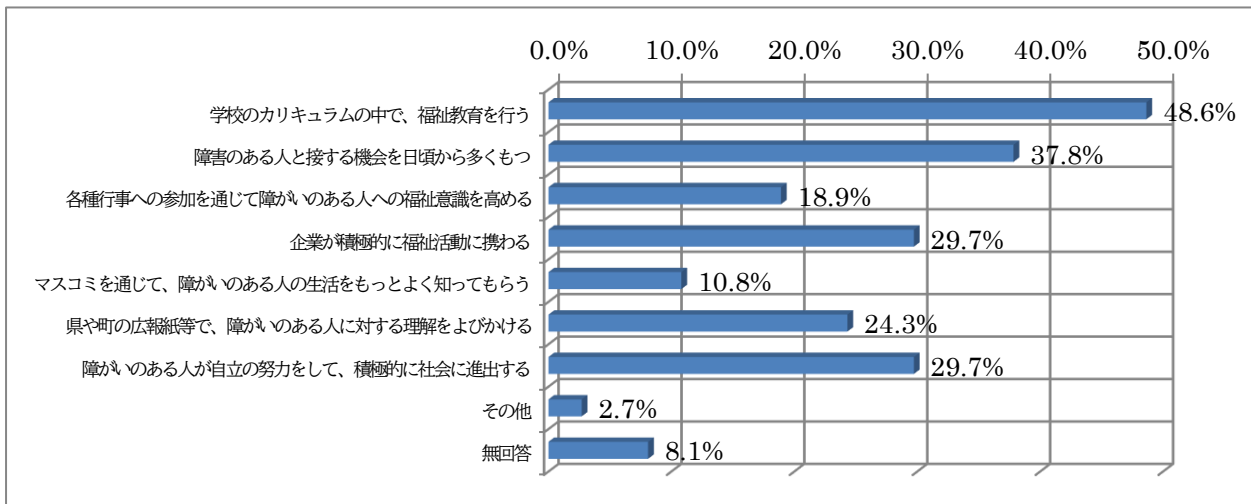
(2) アンケート調査結果

障害のある人への町民の理解を深めるために必要なことでは、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」が48.6%と最も多く、次いで「障害のある人と接する機会を日頃から多くもつ」が37.8%の人が回答しており、早い時期からの福祉教育を積極的に推進し障害や障害者に対する正しい理解と認識を養い、福祉意識を高めることが必要です。

また、障害のある人に接する機会については、「ほとんどない」が62.2%と最も多く、次いで「年に数回」が18.9%となっており、合わせて81.1%があまり接することがないことから、保育所、幼稚園、小・中学校、高校等で障害者とのふれあう機会をつくり、子どもの頃から障害者とふれあうことや障害者に対する町民の理解を促進する場の提供が必要となります。

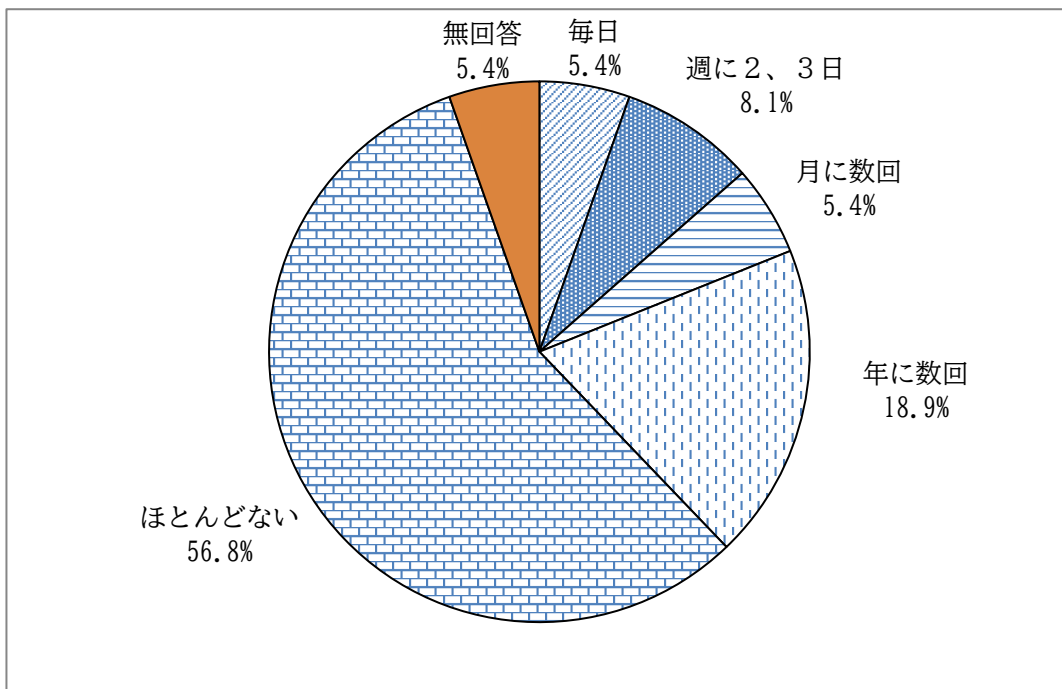
次に、成年後見制度の認知度では、「言葉も内容も知らない」、「言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない」が64.2%であり、また、成年後見制度の活用では「わからない」、「活用したいと思わない」などがあげられ、制度の浸透が進んでいない状況です。

◆ 障害のある人への理解を深めるために必要なもの（複数回答）



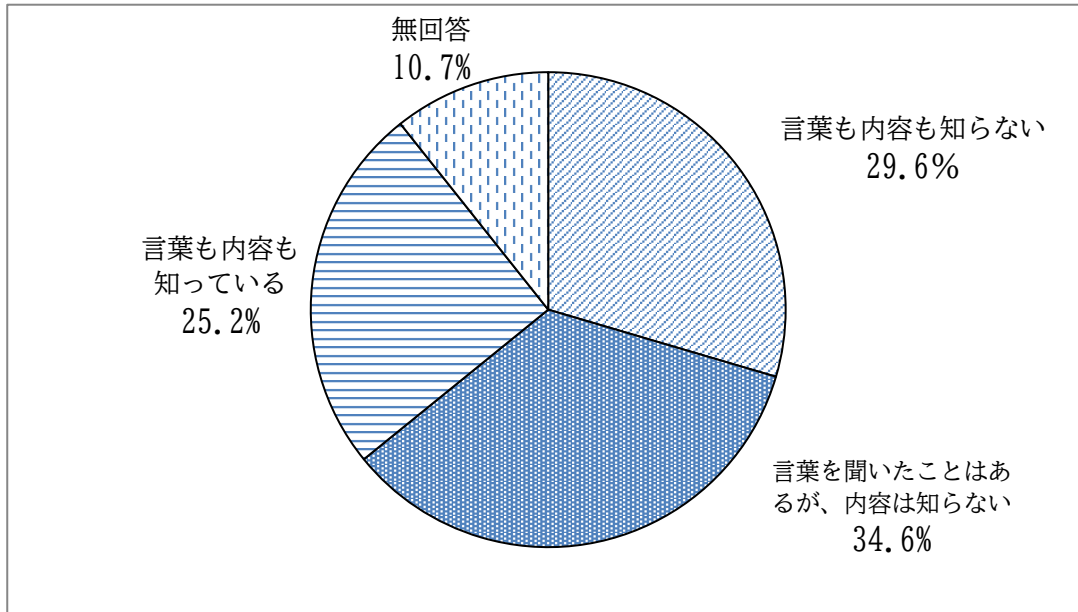
資料：健常者アンケート調査（n：37）

◆ 障害のある人に接する機会



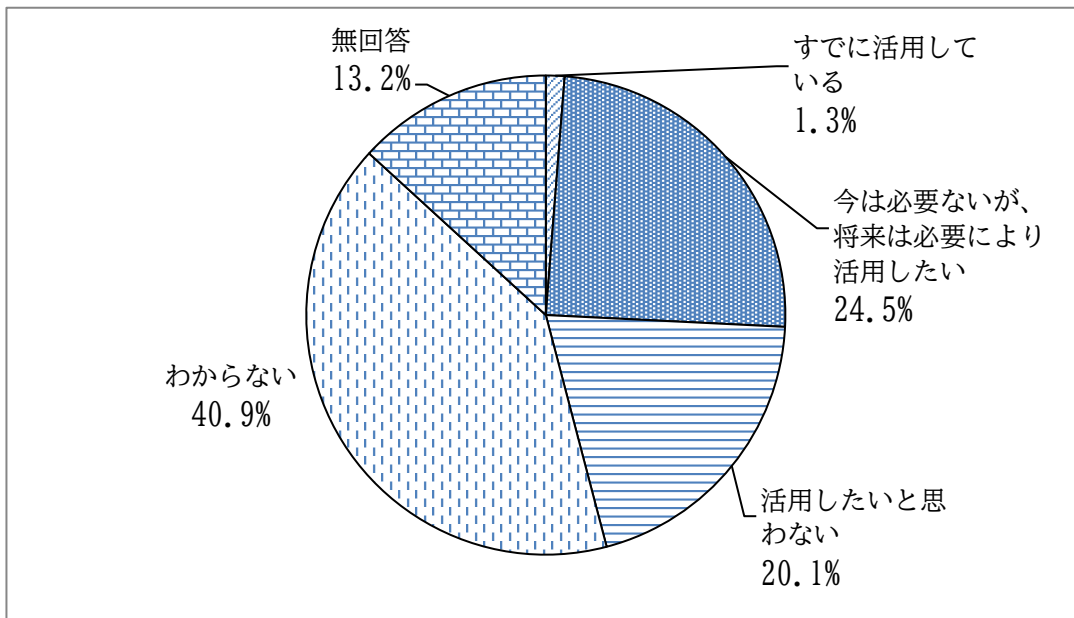
資料：健常者アンケート調査（n：37）

◆ 成年後見制度の認知度



資料：障害者アンケート調査（n：159）

◆ 成年後見制度の活用



資料：障害者アンケート調査（n：159）

(3) 実施状況

- 障害者週間（毎年12月3日～12月9日）には啓発ポスターを庁舎に掲示するなど、障害者週間の周知に努めています。
- 町民福祉課に障害者虐待や差別に関わる相談窓口を設置しています。

(4) 今後の方策

① 広報・啓発活動の推進

- 町の広報紙やパンフレット、ホームページを始め、あらゆる機会をとらえ、障害者に対する理解を深めます。
- 学校における障害者理解の教育を推進し、積極的に情報の提供等による協力を行います。
- 精神障害者についての正しい知識の普及を推進し、関係機関との連携により広報・啓発活動を行っていきます。

② 交流の場の充実

- 保育所や幼稚園等において、障害児と障害のない児童がともに学び、遊ぶことで、幼い時期から自然にノーマライゼーションを感じられる環境づくりに努めます。
- 地域住民と福祉施設等との交流を推進し、障害者に対する理解やボランティア活動への意識の高揚を図ります。
- 様々な行事において、障害者に配慮した環境づくりを行い、参加を促すことにより、障害者と地域住民との交流を図ります。

③ 権利擁護の推進

- 知的障害者や精神障害者、認知症高齢者等のうち判断能力が十分でない人がいる場合に安心して日常生活が送れるよう、権利擁護や権利行使の援助を行います。
- 成年後見制度については、制度の周知を図るとともに、相談支援を通じて制度の利用が必要な人の把握に努め、制度利用の促進を図ります。
- 障害者及び関係者からの差別に関する相談に応じ、関係機関との連携を図ります。
- サービス利用者の権利を擁護するため、介護保険サービスを含む、保健福祉サービス全般に関する苦情や相談に対応します。

2 保健・医療体制の充実

(1) 現状と課題

障害の原因には、先天的な要因のものと、事故や疾病による後天的な要因のものがあります。特に後天的に起こる脳出血や脳梗塞、脳血管性の認知症などから生じる障害の予防として、生活習慣の改善やその為の健康教育や健康相談などの充実が求められます。また、先天的な障害についても、妊婦健康診査や栄養管理を含めた健康教育、乳幼児健康診査等を実施し、治療や療育を必要とする児童の早期発見や早期療育を推進していく必要があります。

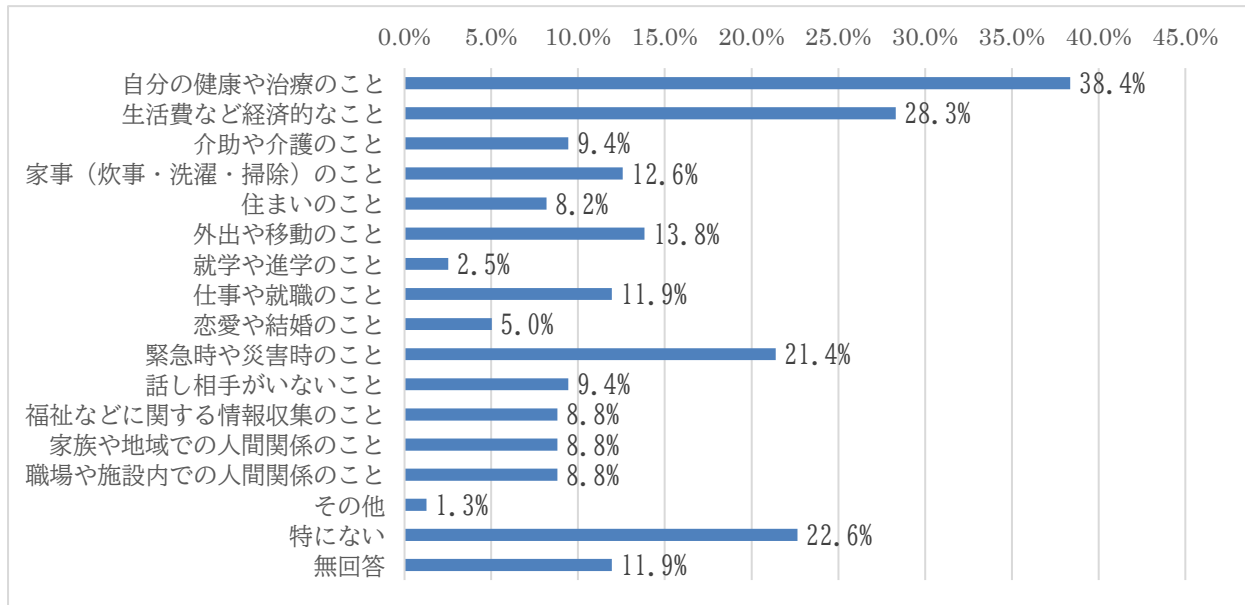
また、リハビリテーション医療は地域での自立を推進するために重要な役割を果たしています。保健や医療との連携をもとに、地域生活での様々なニーズに対応した相談窓口やリハビリテーション体制の充実も求められます。

さらに、精神保健の分野については、精神障害者のノーマライゼーションを実現する為に、町民が正しい認識を有することができるよう啓発するとともに、精神障害者に対する個別の相談や訪問指導等の支援活動を推進し、地域精神保健対策及び社会復帰対策を推進していくことが重要となっています。

(2) アンケート調査結果

アンケート調査によると、悩んでいることや相談したいことで、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに上位の回答が、「自分の健康や治療のこと」となっています。障害者は健康状態に問題を抱える場合も多いことから、専門的な医療や障害の相談体制の充実が求められています。

◆悩んでいることや相談したいこと（複数回答） 資料：障害者アンケート調査（n：159）



（3）実施状況

- 神川町健康増進計画「かみかわちょっくら健康21」に沿って、健康づくりへの意思啓発や支援を進め、健康づくりを推進する体制を整備しています。
- 乳幼児から高齢者までを対象とした各種健康診断、訪問指導を実施するとともに、保健、医療、福祉の連携により早期療育、療養体制を図っています。

（4）今後の方策

① 保健・医療サービスの充実

- 子育ての悩みなどの相談体制についても充実を図り、適切な指導・援助を行えるように整備します。
- 精神障害者の保健医療体制について整備・充実を推進します。
- 健康教育の充実を図り、日常的な健康の維持や病気や障害の予防など、町

民すべての生活と健康を向上させる取り組みを行います。

② リハビリテーションの充実

- 障害者に対する相談・判定、医療から職業訓練、社会復帰までの一貫したリハビリテーションを、医療機関相互及び福祉との連携により総合的に提供できるよう体制整備が求められます。
- 症状や状況に応じた治療、障害の程度にあったリハビリテーションが適切に受けられるように、関係機関と連携を図り調整を行います。
- 身体機能維持と平行し、地域との交流の場を通じた心のリハビリテーションを推進します。

③ 難病患者対策の充実

- 難病患者の在宅療養生活の把握については、医療機関や関係機関との連携を深め、難病患者のニーズに沿った障害福祉サービスにより、適切な在宅支援に努めます。

④ 精神障害者施策の充実

- 精神障害者のための相談窓口を拡充します。
- 精神障害者に対するケースを総合的に検討するための会議を、関係機関と連携し定期的を開催します。
- 精神障害者に対する偏見をなくすよう、精神障害者についての正しい知識の普及に努めます。
- 民生委員・児童委員やボランティアの研修に精神障害者の福祉に関する研修を取り入れ、精神障害者への理解を促進します。
- 精神障害者保健福祉手帳制度の広報普及を図ります。
- 家族会等のグループがより充実した活動が行えるよう支援します。
- 精神障害者の社会復帰・社会参加を支援します。

⑤ 専門従事者の養成・確保

- 町が3障害（身体障害、知的障害、精神障害）の援護主体となり、現場での専門性のニーズに対応するため、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介

護福祉士、保健師等、保健福祉分野の専門職員の人材確保と養成に努めます。

- 精神保健医療の専門職従事者の養成と確保を医療等関係機関との連携により推進します。
- ホームヘルパー等のサービスを提供する従事者が、障害について理解を深めるために、各種研修の参加について斡旋し、資質の向上に努めます。

3 教育・学習環境の充実

(1) 現状と課題

障害児の教育・育成においては、その子どもが将来社会人として自立し、かつ社会の中で、一定の役割を果たし、生き生きと希望に満ちた生活を送れるよう、その持てる力を最大限に発揮できるような教育のあり方が求められています。

ノーマライゼーションの理念からは、障害のある子どもも、できる限り障害のない子どもとともに育ち、ともに学ぶことが大切です。町内の小・中学校において、令和5年度には5校中4校に特別支援学級が設けられています。今後は、すべての学校において設置の推進を図るとともに、通常の学級との交流及び共同学習の推進と、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたちが地域の一員として生活を送ることができるような教育環境の整備が必要です。また、障害児が卒業後に自立した生活を送ることができるよう、キャリア教育等の教育内容の充実や卒業後の進路の確保も重要となります。そのためには、できるだけ早期に障害を発見し、必要な療育指導を行うこと、障害の種類、程度、能力、適性等を考慮した教育を行うことが重要です。また、指導に当たる教員も、障害児に対する理解と認識を深める必要があります。教職員に対する研修等を充実させる必要があります。

さらに、近年では注意欠陥多動性障害や自閉症スペクトラムなど、療育や教育の場において特に支援が必要なケースもみられるようになってきています。平成28年5月に発達障害者支援法が改正されたことにより、発達障害児が他の子どもと一緒に教育を受けられるように配慮し、適切な教育的支援及び支援体制の整備を行う必要があります。

◆ 特別支援学校の在学者数（人）

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
知的障害	0	6	1	4	11
肢体不自由	0	0	0	0	0
病弱	0	0	0	0	0
盲	0	0	0	0	0
ろう	0	0	0	0	0
計	0	6	1	4	11

(令和5年4月現在)

◆ 特別支援学級と在学児童数

	小学校		中学校		計	
	学級数	児童数(人)	学級数	生徒数(人)	学級数	児童・生徒数(人)
知的障害	5	21	2	11	7	32
身体虚弱	2	4	0	0	2	4
情緒障害	4	16	1	4	5	20
計	11	41	3	15	14	56

(令和5年4月現在)

(2) 実施状況

- 保育所や幼稚園等における保育者側から見て発達等に遅れがある子どもへの対応方法について、理学療法士や臨床心理士等による巡回就学相談において必要なアドバイスをするなどの支援を行っています。
- 発達の遅れの心配のある子どもや障害児の相談窓口として、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による療育相談を行っています。
- 発達の遅れの心配のある子どもや障害児に対して、児童福祉法による児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の提供を行っています。

(3) 今後の方策

① 就学前援助の充実

- 保育所や幼稚園等における障害児の受け入れ体制の充実を図り、障害児が地域の幼児とともに育つ環境の整備をすることにより、心身の発達を促し、もってノーマライゼーションの普及を図ります。
- 障害児に対するより一層の理解を深めるため、保育士等に対する研修を推進します。

② 学校教育の充実

- 学校、教育施設において、障害児に配慮した設備を改善しバリアフリーを推進します。
- 特別支援学級での教育や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の実施など、障害児の教育環境について一層の充実を図ります。
- 障害児の個性を尊重し、可能性を十分に発揮できるように、障害の状況に応じた適切な教育が行えるよう進めていきます。
- 小・中学校における障害児の教育の充実を図るため、教職員に対する研修を推進します。
- 発達障害児の目標や取組を定めた個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することを推進します。

③ 社会教育等の充実

- 各種教室やサークル活動等を支援し、障害者が参加できる社会教育の場を増やします。

4 社会参加の推進

(1) 現状と課題

視覚障害者、聴覚障害者等は、障害によって、情報の収集やコミュニケーション手段の確保に困難を抱えています。自立と社会参加を促進するためには、障害者が的確に情報を収集し、コミュニケーション手段を確保できる体制づくりが必要です。そのためには、手話通訳者、要約筆記者、点訳・朗読奉仕員の人材確保と育成の充実が課題です。

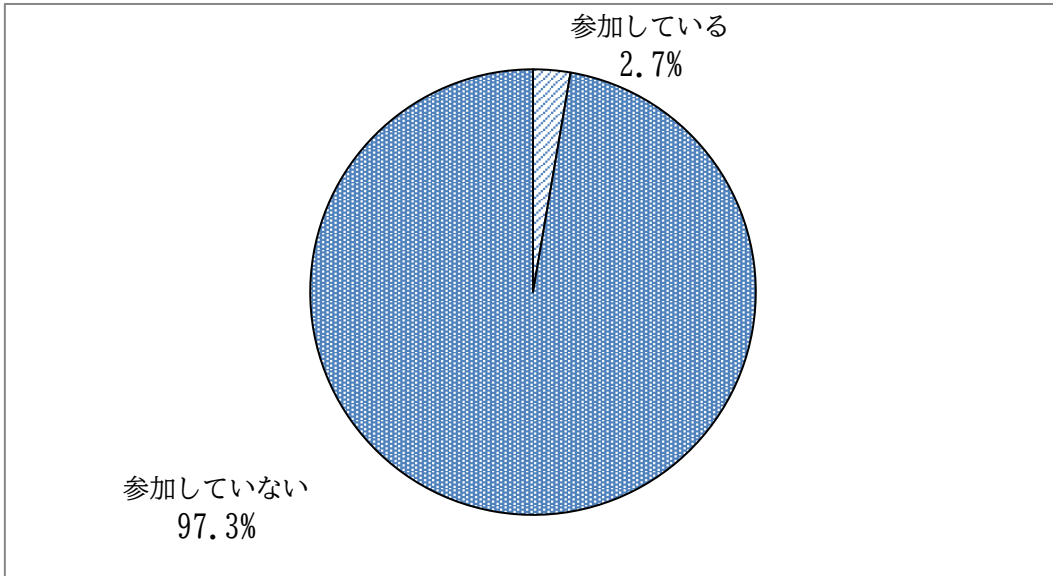
スポーツ・レクリエーション及び文化活動への参加は、生活の質の向上になり、ゆとりや潤いのある生活を送るために大切なものです。社会参加は、障害者自身の健康増進や健康維持、リハビリテーションにも非常に効果的なものとなるとともに、単調になりがちな日々の生活に潤いを与え、自立を促進する上で、大きな役割を果たします。また、地域社会の人々の障害者に対する理解を得る機会としても重要な役割を果たしており、積極的に支援していく必要があります。

また、障害者を対象としたボランティア活動の推進は、障害者にとって日常生活を営む上でサポートされるというだけでなく、心の交流による精神的な豊かさをもたらすものです。現在、町内では、多くのボランティア団体が活動しています。障害者に対する理解や認識を深めるためにも、町民が各種ボランティア活動に積極的に参加することが重要であり、さらに、社会参加の一環として障害者自身が、ボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも有意義なものと思われます。

(2) アンケート調査結果

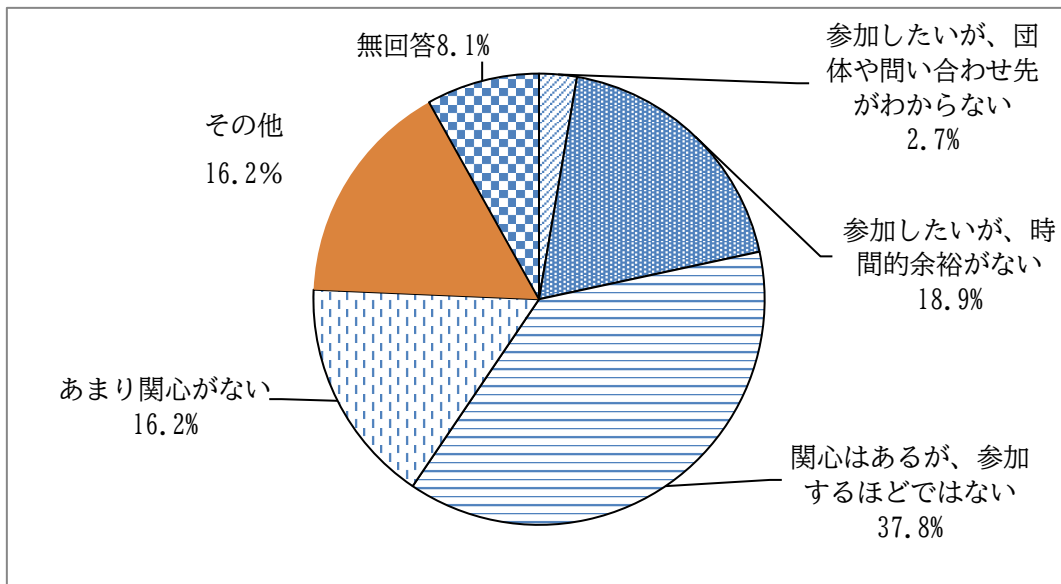
アンケート調査によると、ボランティア活動に「参加している」と回答したのは僅かに2.7%と、ごく一部の人の参加にとどまっています。しかし、一方では、今後のボランティア活動で「ぜひ参加したい」、「できれば参加したい」と回答した人が21.6%となっており、町民のボランティア活動に対する理解と協力を求め、地域のボランティア団体の育成や支援体制の整備を行い、ボランティア活動の環境を整える努力が必要です。

◆ ボランティア活動の参加状況



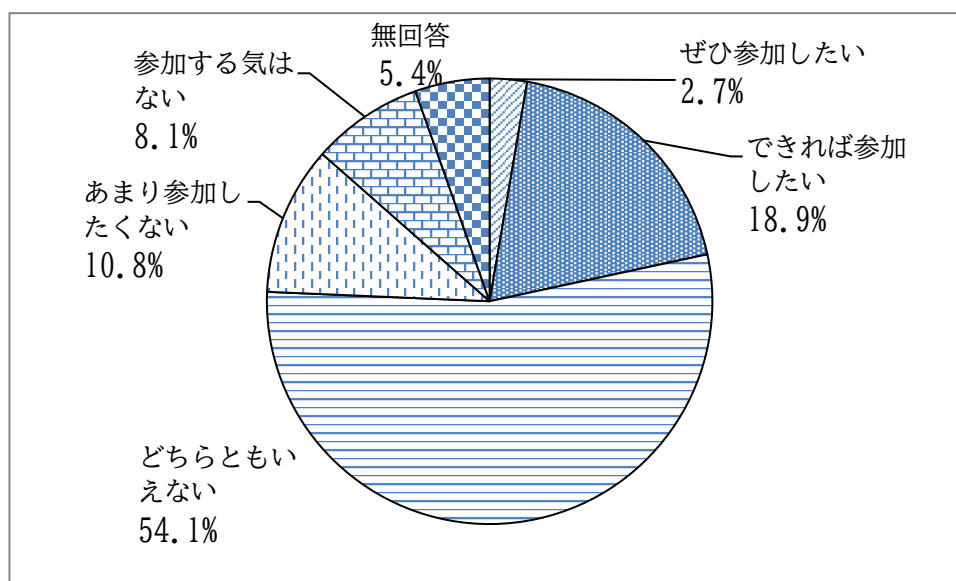
資料：健常者アンケート調査（n：37）

◆ ボランティア活動に参加していない理由



資料：健常者アンケート調査（n：37）

◆ 今後のボランティア活動の参加希望



料：健常者アンケート調査（n：37）

◆ 社会福祉協議会ボランティア連絡会登録団体

団体名	主な活動内容	構成員
たんぽぽ	施設、保育所、幼稚園等での大型紙芝居の上演及び製作	8
神川町赤十字奉仕団	各種イベントへの参加、施設での活動、各種募金運動の協力、布絵本の作成（一部）	98
民踊愛好会	盆踊り等の夏祭りの協力、浴衣の着付け指導	23
かみかわウィンドシンフォニー	楽器演奏、施設訪問	16
おはなしボックス	絵本の読み聞かせ	14
いこいの郷 フラダンスサークル	地域交流、施設訪問	9
サルビア会	読み聞かせ	9

どんぐり会	童謡歌唱	18
いこいの郷 ハーモニカ クラブ	演奏・慰問	7
ボランティア宇那室	環境整備	13
神川ハートフルオカリナ クラブ	演奏・慰問	16
神川埴輪・陶芸友の会	陶芸活動・子供教室支援	6

(令和5年4月現在)

(3) 実施状況

- 在宅の障害者に対して、ホームヘルパーや地区民生委員・児童委員による訪問等を通じて、地域が一体となって障害者とのコミュニケーションの確立を推進しています。
- 聴覚障害者等のコミュニケーション支援のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。また、各種講演会等開催時には手話通訳者の配置や車いす席の設置を行っています。
- 手話通訳者の人材確保のため、児玉郡市共同で手話奉仕員養成講座を開催しています。
- 障害者生活支援センターと連携し、自立した地域生活を送るために、障害者やその家族からの様々な相談を受け、適切な対応や支援がなされるようサポートしています。
- 障害者の社会参加のため、自動車運転免許の取得や自動車運転に必要な改造に対して支援しています。
- 誰でも気軽にボランティア活動に参加できるよう活動の拠点として、町社会福祉協議会にボランティア連絡会を設置し、福祉ボランティアグループの活動を支援するなど、活動の推進に努めています。

(4) 今後の方策

① 社会参加活動の推進

- 障害者の社会参加活動を推進するため、生きがい活動やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動など多様な事業の充実に努めます。
- 障害者団体や住民団体等が自主的に行う障害者との交流活動や支援活動、スポーツ文化活動等を支援します。
- 障害者が総合支援法やその他様々な情報を得ることができるよう、広報やホームページ等を活用し情報提供に努めます。

② ボランティア活動の推進

- 障害者の社会参加を援助するボランティア活動の輪を広げ、理解や関心を深めるため「ボランティア養成講座」を開催し、学生や社会人のボランティア活動参加を推進します。
- 学校における福祉教育の一環として、ボランティア体験等の実施を働きかけ、ボランティア活動への理解を促進します。
- 社会福祉協議会への支援・協力とともに、民生委員・児童委員等との連携により、障害者施策の推進をします。

5 福祉のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

これまで、本町においては、県の「埼玉県福祉のまちづくり条例」を基本として、障害者や高齢者が安心して快適に自立した生活を送れるよう安全性や利便性、快適性が確保されたまちづくりを推進してきました。新設公共施設には、バリアフリーの建築がなされており、既存施設についても、改修工事に合わせたバリアフリー化が行われております。今後は、さらに年齢、性別、国籍、障害の有無などの人々が持つ様々な違いを越えて、誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備を推進するため「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいてまちづくりを推進する必要があります。

また、障害者の多くは、その障害のため移動手段が限定されるなどの理由から外出が困難となる場合があります。障害者にとって移動手段を確保することは、外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。障害者が、安全かつ身体的負担の少ない方法で交通機関を利用できるよう、障害者の利用に配慮した交通機関の導入が必要となります。

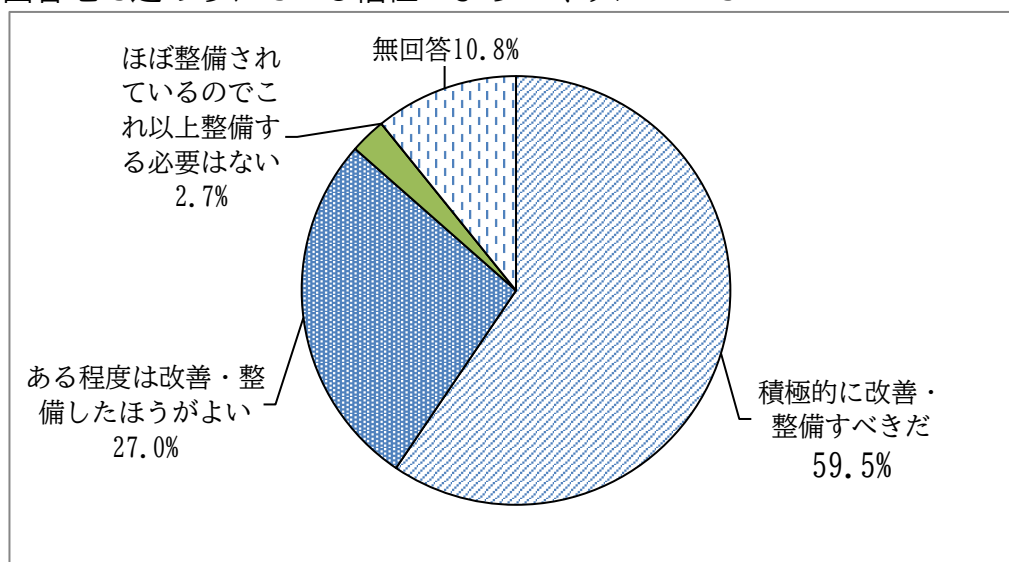
さらに、障害者が、安心して地域で日常生活を送るためには、防犯・防災対策が適切に講じられていることが必要です。障害者や高齢者においては、災害が発生した時などの非常時において、特に被災しやすい立場にあります。町の防災計画に基づいて、行政やその関係機関だけでなく、地域住民やボランティア団体等と密接な連携を図り、避難場所及び避難経路の周知徹底と防災に関する情報の伝達や避難誘導など、きめ細やかな体制づくりが必要になります。

(2) アンケート調査結果

全国各地で進められている福祉のまちづくりについて、「積極的に改善・整備すべきだ」、「ある程度は改善・整備したほうがよい」が86.5%となっています。

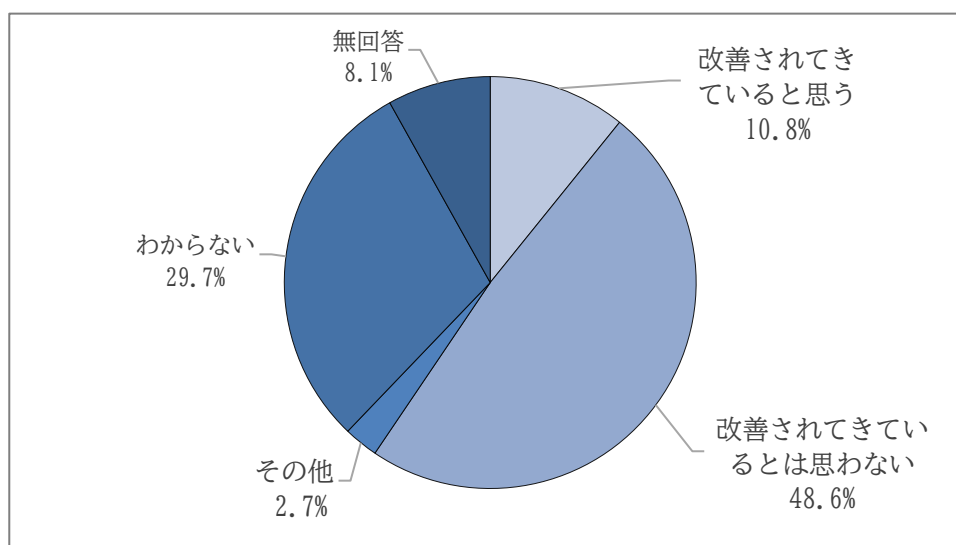
また、万一、災害が起こった際の不安は、「避難先での不安」、「避難する際の不安」などがあげられ、災害時に、避難所などで具体的に困ることは、「トイレのこと」、「薬や医療のこと」などがあげられます。

◆ 全国各地で進められている福祉のまちづくりについて



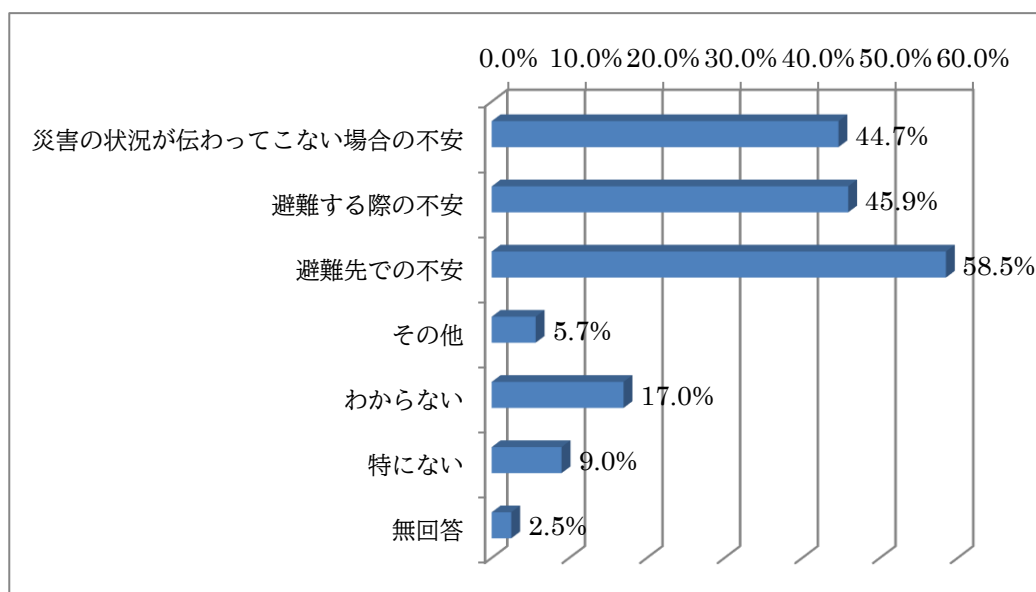
資料：健常者アンケート調査 (n:37)

◆ お住まいの地域の福祉のまちづくりについて



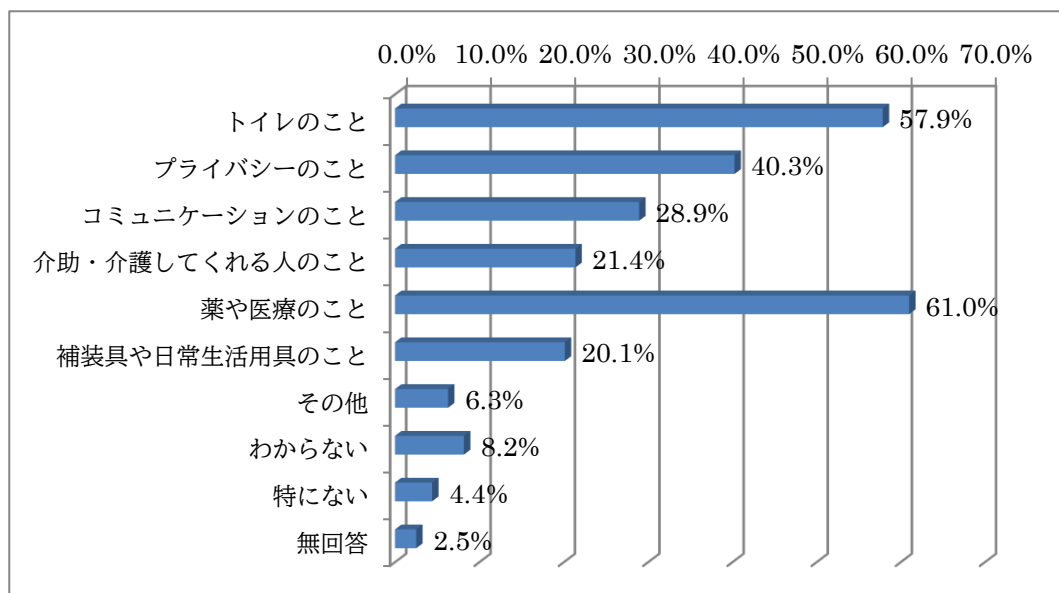
資料：健常者アンケート調査 (n:37)

◆ 万一、災害が起こった際の不安は何ですか（複数回答）



資料：障害者アンケート調査（n：159）

◆ 災害時に、避難所などで具体的に困ると思われることは何ですか（複数回答）



資料：障害者アンケート調査（n：159）

(3) 実施状況

- 「重度障害者等居宅改善整備費補助事業」により、障害者が快適な住宅環境を確保するための充実を図っています。
- バリアフリーのまちづくりを目指し、公共施設や民間施設については、障害者用トイレ、スロープ等の設置を行っています。
- 移動支援事業の実施や福祉タクシー券の交付、自動車燃料費の助成等により障害者の外出支援の充実を図っています。
- 「災害時避難行動要支援者制度」により、本人の同意を得て登録台帳を整備し、災害時に備えています。

(4) 今後の方策

① 福祉のまちづくりの推進

- 障害者や高齢者等に配慮した生活環境の整備を行うため、平成7年に制定された「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、総合的なまちづくりを推進します。
- 年齢、性別、国籍、障害の有無などの様々な違いを越えて、すべての人が利用しやすいように配慮した施設や建物等の普及を推進し、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指します。
- 障害者に配慮した掲示板や案内板の整備を進めます。
- 公園・水辺空間等を障害者を含めたすべての町民が使いやすい空間となるような整備を行います。

② 住宅・生活環境の整備

- 住宅に関する相談に応じ、障害に配慮した使いやすい住宅環境への改善を支援します。

③ 道路交通安全の整備の推進

- 障害者の通行の妨げとなる、障害物の除去を目指した啓発を推進し、安心して歩行できる歩道の整備を推進します。
- 病気治療のための通院や福祉施設への通所など、移送サービスを必要とする人が安心して利用できるよう、利用者やその家族に対する情報提供に努めます。

④ 防犯・防災体制の充実

- 「神川町地域防災計画」による障害者の災害時支援対策を推進し、安心して暮らすことのできる地域づくりの充実を図ります。
- 障害者や障害者のいる世帯に対する犯罪防止や予防のための啓発普及について、所轄警察と協力して進めます。
- 障害者の緊急時における安全を確保するため、消防署と連携を図ります。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

障害者施策は、福祉や保健、医療などの分野だけでなく、教育、就労、まちづくり等の多岐にわたっているため、関係各課との情報共有及び連携体制の強化を図り、計画の推進に努めます。

(2) 広域連携等

児玉郡市障害者自立支援協議会を中心に、地域の関係機関によるネットワーク構築を進めるとともに、児玉郡市（1市3町）の更なる連携強化を図ります。また、広域的に対応することが望ましい事業については、近隣市町との連携を図り、施設の広域利用や事業の共同推進など、円滑なサービス提供及びサービスの充実に努めます。

(3) 国・県との連携

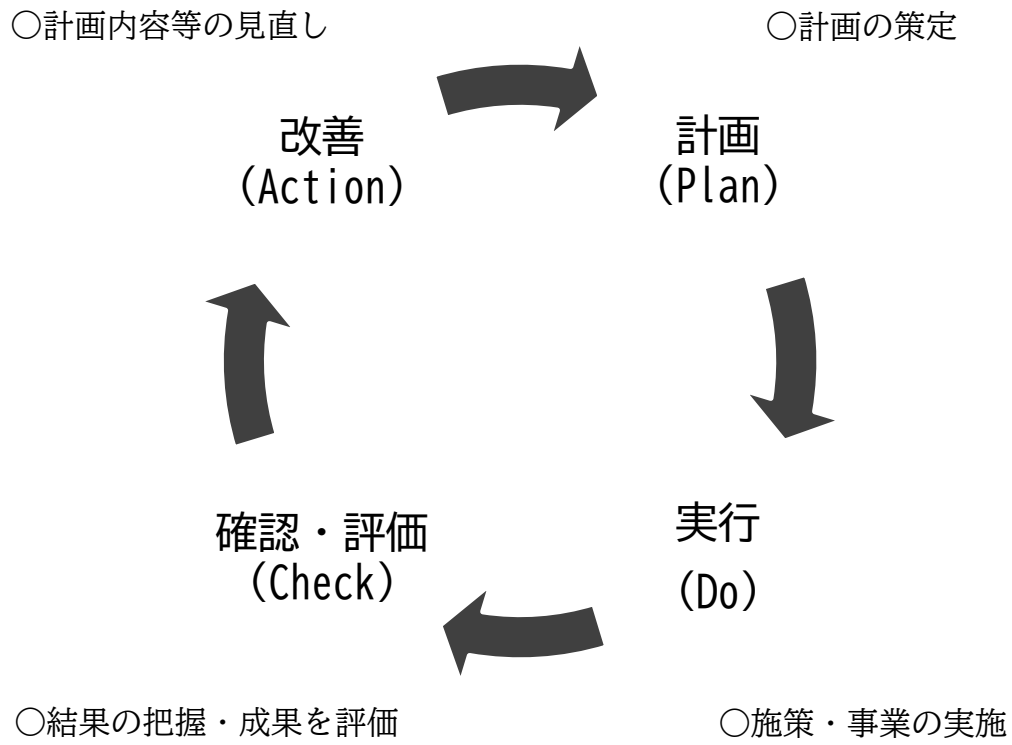
障害者施策については、国や県の制度に基づくものが多いことから、国や県の最新動向に留意しつつ、県や各関係機関との連携を図りながら、施策の推進に努めます。

2 計画の点検及び評価

本計画の策定後は、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のPDCAサイクルにより、改善を図っていくことが重要です。

各年度において、数値目標やサービス見込量等の達成状況についての点検及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要な対策を講じ、計画の着実な推進に努めます。

◆ PDCAサイクル



第7期神川町障害福祉計画・ 第3期神川町障害児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画における目標

1 令和8年度の数値目標

令和5年5月に国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国基本指針」という。）及び埼玉県の考え方に即し、次に掲げる事項について、令和8年度を目標年次とする数値目標（成果目標）を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

■目標設定にあたっての考え方

- ・国基本指針及び県の考え方を踏まえ、施設入所者の地域生活への移行を進める観点から、令和8年度末までに地域生活に移行する人数及び移行割合の目標を設定します。
- ・施設入所者の削減数については、県の考え方を踏まえ、目標は設定しません。

【数値目標】

項目	数値等
【実績値】令和4年度末時点の入所者数	8人
【目標値】地域生活移行者数	2人
【目標値】地域生活への移行割合	25.0%

<国基本指針>

- ・令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

<県の考え方>

- ・地域生活移行者数は国と同様6%以上とするが、本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であるため、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■目標設定にあたっての考え方

- ・数値目標は埼玉県で設定します。
- ・神川町においては、すでに実施している精神障害ケース検討会を活用し、協議の場を設置しました。

<国基本指針>

- ・精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- ・入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院6か月時点の退院率については84.5%以上、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

<県の考え方>

- ・国基本指針のとおり。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。

(3) 地域生活支援の充実

■目標設定にあたっての考え方

- ・国基本指針及び県の考え方を踏まえ、令和5年5月から児玉郡市（1市3町）で面的整備型の地域生活支援拠点を整備しました。
- ・強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実を図るために、関係機関と連携し、児玉郡市（1市3町）で支援体制の整備を検討します。

【数値目標】

項目	数値等
【目標値】地域生活支援拠点等の整備数（令和8年度末まで）	体制有
【目標値】運用状況の検証・検討実施回数（年間）	2回
【目標値】強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備	検討

<国基本指針>

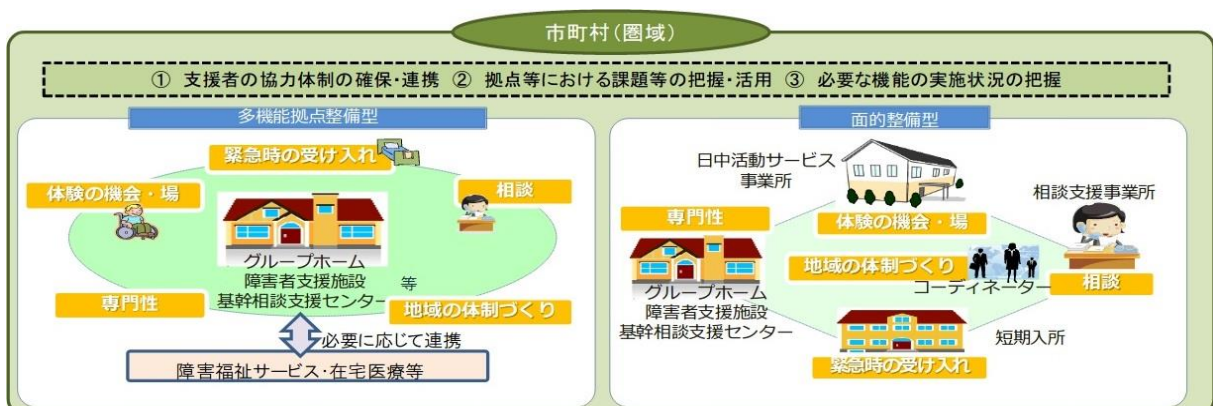
- ・令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制を図ることが必要であり、令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

<県の考え方>

- ・国基本指針のとおり。

地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、グループホームや障害者支援施設等に付加した拠点。または、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■目標設定にあたっての考え方

- ・国基本指針及び県の考え方を踏まえ、児玉郡市障害者自立支援協議会の就労支援部会を中心として各種関係機関との連携体制を強化するとともに、就労支援・一般就労への移行を推進することとし、各目標を設定します。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

【数値目標】

項目	数値等
【実績値】令和3年度の一般就労移行者数	1人
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数	3人
【目標値】増加割合	300%

<国基本指針>

- ・令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

<県の考え方>

- ・国基本指針のとおり。

② 就労移行支援事業の利用者数

【数値目標】

項目	数値等
【実績値】令和3年度の一般就労移行者数（うち就労移行支援事業）	6人
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数（うち就労移行支援事業）	8人
【目標値】増加割合（うち就労移行支援事業）	133.3%
【実績値】令和3年度の一般就労移行者数（うち就労継続支援A型事業）	0人
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数（うち就労継続支援A型事業）	1人
【目標値】増加割合（うち就労継続支援A型事業）	—
【実績値】令和3年度の一般就労移行者数（うち就労継続支援B型事業）	0人
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数（うち就労継続支援B型事業）	1人
【目標値】一般就労移行の増加割合（うち就労継続支援B型事業）	—

<国基本指針>

- ・就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

<県の考え方>

- ・国基本指針のとおり。

③ 就労定着支援事業の利用者数

【数値目標】

項目	数値等
令和3年度の一般就労移行利用者数 (就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業)	6人
令和8年度の就労定着支援事業利用者数	9人
【目標値】 就労定着支援事業利用者数の割合	150.0%

<国基本指針>

- ・令和8年度における就労支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、令和3年度の実績の1.41倍以上を基本とする。

<県の考え方>

- ・国基本指針のとおり。

④ 就労定着支援事業所の就労定着率

【数値目標】

項目	数値等
令和8年度末時点の就労定着支援事業所数	1箇所
令和8年度末の就労定着率7割以上の就労移行支援事業所数	1箇所
【目標値】 令和8年度末時点の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	100%

<国基本指針>

- ・就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

<県の考え方>

- ・国基本指針のとおり。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

■目標設定にあたっての考え方

- ・国基本指針及び県の考え方を踏まえ、児童発達支援センターについては、引き続き児玉郡市（1市3町）で整備を検討することとします。
- ・保育所等訪問支援については、すでに町内1事業所で実施しています。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、すでに児玉郡市内に1箇所設置されています。
- ・また、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に努め、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を勧めます。

【数値目標】

項 目	数値等
【目標値】児童発達支援センターの設置数（令和8年度末まで）	1箇所
【目標値】保育所等訪問支援の体制の構築（令和8年度末まで）	体制有
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数（令和8年度末まで）	1箇所
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数（令和8年度末まで）	1箇所
【目標値】医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置（令和8年度末まで）	設置有
【目標値】医療的ケア児に関するコーディネーターの配置（令和8年度末まで）	配置有

<国基本指針>

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする（圏域での設置可）。また、令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする（圏域での設置可）。
- ・令和8年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする（圏域での設置可）。

<県の考え方>

- ・国基本指針のとおり。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

■目標設定にあたっての考え方

- ・国基本指針及び県の考え方を踏まえ、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するため、その機能を担う基幹相談支援センターを令和6年1月に児玉郡市（1市3町）で整備しました。
- ・個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤開発・改善等の体制につきましても、基幹相談支援センターが設置されたことに伴い、協議会を通して児玉郡市及び関係機関と連携し機能強化に努めます。

【数値目標】

項 目	数値等
【目標】総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保（令和8年度末まで）	体制有
【目標】個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の体制の確保	体制有

<国基本指針>

- ・相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（圏域での設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
なお基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。
また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

<県の考え方>

- ・国基本指針のとおり。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■目標設定にあたっての考え方

- ・国基本指針及び県の考え方を踏まえ、以下の目標を設定します。

【数値目標】

項 目	数値等
【目標】 障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施	実施有
【目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築（令和8年度末まで）	体制有

<国基本指針>

- ・県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。

また、県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。

そこで利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

<県の考え方>

- ・国基本指針のとおり。ただし、「活動指標の県による相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数」及び「県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数」は県が対応予定。

第2章 サービス等の見込量

1 障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分けて、障害児を対象としたサービスはまとめて、それぞれのサービスについて、見込量と確保策を設定します。また、「1 令和8年度の数値目標」で設定した目標を達成するため、活動指標を設定します。

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービスの実績と見込量】

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	80	65	55	77	88	99
	人/月	11	11	10	7	8	9

※令和5年度の実績は、令和5年12月末現在の数値より見込量を算出（以下、同様）

■見込量算出にあたっての考え方

- ・令和3年度から令和5年度の実績は減少しておりますが、今後サービスの利用増を見込み、令和6年度以降の見込量を算出します。

■サービス確保のための方策

- ・利用者の増加が見込まれることから、サービス提供事業者との連携体制の充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労選択支援	障害のある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

【サービスの実績と見込量】

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分/月	418	426	471	528	550	572
	人/月	23	22	23	24	25	26
自立訓練（機能訓練）	人日分/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分/月	18	0	0	0	0	0
	人/月	1	0	0	0	0	0
就労移行支援	人日分/月	85	55	0	22	44	66
	人/月	9	5	0	1	2	3
就労選択支援	人/月				0	1	2
就労継続支援（A型）	人日分/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
就労継続支援（B型）	人日分/月	316	361	458	618	638	660
	人/月	27	29	28	28	29	30
就労定着支援	人/月	1	1	1	3	3	3
療養介護	人/月	2	2	2	2	2	2
短期入所（福祉型）	人日分/月	9	7	5	22	44	66
	人/月	3	4	2	1	2	3
短期入所（医療型）	人日分/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※「人日分」という単位は、「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

■見込量算出にあたっての考え方

- ・令和3年度から令和5年度の実績から、生活介護、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）は引き続き利用増を見込み、令和6年度以降の見込量を算出します。

■サービス確保のための方策

- ・利用者の増加が見込まれることから、適切なサービス提供体制の確保を図ります。

(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日において、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービスの実績と見込量】

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	12	13	12	12	13	14
施設入所支援	人/月	8	8	8	8	9	10

■見込量算出にあたっての考え方

- ・共同生活援助、施設入所支援の実績は横ばい程度ですが、今後サービスの利用増を見込み、令和6年度以降の見込量を算出します。

■サービス確保のための方策

- ・施設入所を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、近隣市町と連携を図ります。

(4) 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整や利用状況の検証（モニタリング）などを行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等を退所する障害のある人に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【サービスの実績と見込量】

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	52	52	47	53	53	53
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

■見込量算出にあたっての考え方

- ・計画相談支援については、障害福祉サービス等を利用するすべての方を対象にすることから、対象となる利用者が、3年間で利用できるよう計画的に見込量を算出します。
- ・地域移行支援及び地域定着支援については、入所者等の地域生活移行状況を勘案し、見込量を算出します。

■サービス確保のための方策

- ・障害福祉サービス等利用者には、適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かい支援を行います。また、入院している精神障害者等に対し地域生活への移行に向けた支援や退院等に伴い単身生活に移行した人に対し地域生活を継続するために必要な支援を行うため、指定特定相談支援事業者の確保に努めます。

(5) 障害児通所支援等（障害児を対象としたサービス）

【サービスの概要】

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹機能に障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
[障害児入所支援] 福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。【都道府県が実施主体】
[障害児入所支援] 医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。【都道府県が実施主体】
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する際に、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整や利用状況の検証（モニタリング）などを行います。
医療的ケア児に対する コーディネーターの配置	医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、関係分野の支援を総合調整するコーディネーターを配置します。

【サービスの実績と見込量】

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分/月	4	4	6	6	8	10
	人/月	4	3	7	3	4	5
医療型児童発達支援	人日分/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分/月	349	388	547	504	528	552
	人/月	29	29	43	42	44	46
保育所等訪問支援	人日分/月	0	0	0	1	1	1
	人/月	0	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	0	0	0	1	1	1
	人/月	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人	3	2	1	2	3	4
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	人	0	0	0	1	1	1

■見込量算出にあたっての考え方

- ・放課後等デイサービスは引き続き、児童発達支援と障害児相談支援は今後、サービスの利用増を見込みます。
- ・保育所等訪問支援は利用実績がありませんが、令和6年度以降利用を見込みます。
- ・医療的ケア児に対する支援のため、コーディネーターの配置を目指します。

■サービス確保のための方策

- ・障害のある児童が円滑にサービスを利用できるよう情報提供に努めます。また、さらなるニーズの把握のためにも、関係機関と連携を図りながら事業の推進に努めます。

(6) その他の活動指標

① 発達障害者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の確保を図ります。

種類	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	3	3	3
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	1	1	1

ペアレントトレーニング

親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことによる子どもの行動変容を目的としたプログラム。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたプログラム。

ペアレントメンター

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

ピアサポート

同じ悩みや境遇を持つ人が、互いに支え合い、助け合うこと。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者が連携し、精神障害のある人の地域移行を目指します。

種類	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	40	40	40
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	有無	有	有	有
	回	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人	0	1	2
精神障害者の地域定着支援	人	0	1	2
精神障害者の共同生活援助	人	0	1	2
精神障害者の自立生活援助	人	0	1	2
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人	0	1	2

③ 相談支援体制の充実・強化等

障害の種別や各種のニーズに総合的に対応できるよう、各相談支援事業所及び関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

種類	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有
基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する指導・助言件数	件	4	4	4
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	件	4	4	4
基幹相談支援センターによる連携強化の取組の実施回数	回	15	15	15
基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数	回	2	2	2
基幹相談支援センターによる主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	2	2	2

協議会における参加事業者・機関数	箇所	14	14	14
協議会における専門部会の設置数	部会	3	3	3
専門部会の実施回数	回	22	22	22

④ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る研修の参加を通じて障害者総合支援法の具体的な内容の理解を深めるとともに、自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用を検討し、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を適切に提供できるよう取り組みます。

種類	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への参加人数	人	10	10	10
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	有無	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	回	0	0	1

2 地域生活支援事業の見込量

神川町において実施する地域生活支援事業（必須事業・任意事業）について、各事業の見込量を設定します。

（1）地域生活支援事業（必須事業）

【事業の概要】

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者相談支援事業 障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。 ●基幹相談支援センター 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。 ●基幹相談支援センター等機能強化事業 特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが必要と認められる知的障害又は精神障害のある人に対し、申し立て費用及び後見人等への報酬等の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

【事業の実績と見込量】

事業名		単位	実績			見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
自発的活動支援事業		実施有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
	基幹相談支援センター	実施有無	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
成年後見制度利用支援事業		件/年	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	28	25	28	30	30	30
	手話通訳者設置事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	0	0	1	1	1	1
	自立生活支援用具	件/年	0	0	1	3	3	3
	在宅療養等支援用具	件/年	1	2	1	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	件/年	0	0	1	2	2	2
	排泄管理支援用具	件/年	238	264	273	280	290	300
	居室生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	1	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		人/年 (講習終了者)	0	3	3	3	3	3
移動支援事業		人/年	0	2	0	3	3	3
		時間/年	0	4	0	60	60	60
地域活動支援センター事業		人/年	4	3	4	3	3	3
		箇所	2	2	2	1	1	1

■見込量算出にあたっての考え方

- ・令和3年度から令和5年度の事業利用状況を勘案し、見込量を算出します。
- ・未実施の事業については、実施に向けて検討します。

■見込量の確保のための方策

- ・年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けられるよう、地域生活支援事業を推進するとともに、近隣市町や関係団体等と連携し、引き続き各事業の取り組みを進めていきます。
- ・事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。
- ・相談支援事業のうち、障害者相談支援事業と基幹相談支援センター等機能強化事業は、児玉郡市（1市3町）での共同事業として委託により広域実施しており、引き続き同様に実施します。

※障害者相談支援事業所

- ・身体：障害者生活支援センターさわやか（社会福祉法人 友愛会）
- ・知的：障害者生活支援センターさわやか（社会福祉法人 梨花の里）
- ・精神：障害者生活支援センターみさと（社会福祉法人 美里会）
- ・相談支援事業のうち、基幹相談支援センターについては、児玉郡市で検討を進め、令和6年1月に共同設置しました。
- ・意思疎通支援事業のうち、手話通訳者派遣事業については、児玉郡市（1市3町）での共同事業として委託により広域実施しており、引き続き同様に実施します。
- ・意思疎通支援事業のうち、要約筆記者派遣事業については、埼玉聴覚障害者福祉会に委託しており、引き続き同様に実施します。
- ・手話奉仕員養成研修事業は、児玉郡市（1市3町）での共同事業として委託により広域実施しており、引き続き同様に実施します。
- ・地域活動支援センター事業は、児玉郡市（1市3町）での共同事業として委託により広域実施しており、引き続き同様に実施します。

※地域活動支援センターの事業所

- ・地域活動支援センター ポノポノ（NPO 法人 古太萬の会）

(2) 地域生活支援事業（任意事業）

【事業の概要】

事業名	事業の内容
訪問入浴サービス事業	身体に障害のある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
日中一時支援事業	障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人の日中における活動の場を提供し、見守りなどの支援を行います。
レクリエーション活動等支援事業	各種レクリエーション教室や運動会などを開催し、障害のある人が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。
自動車運転免許取得費・改造費補助事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【事業の実績と見込量】

事業名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	0	0	0	0	0	0
	回/年	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	人/年	0	1	2	2	2	2
	時間/年	0	10	36	30	30	30
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人/年	0	2	2	3	4	5
自動車運転免許取得費補助事業	件/年	0	0	0	0	0	1
自動車改造費補助事業	件/年	0	1	1	1	1	1

■見込量算出にあたっての考え方

- ・令和3年度から令和5年度の事業利用状況を勘案し、見込量を算出します。

■見込量の確保のための方策

- ・サービスを必要とする人が安心してサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。
- ・スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、児玉郡市（1市3町）での共同事業として委託により広域実施しており、引き続き同様に実施します。

第3章 その他の障害福祉制度

障害のある人の地域での自立した生活を支援するため、関係機関と連携を図りながら、今後も継続して以下のサービス等を提供します。

【制度（サービス）の概要】

制度（サービス）名	制度（サービス）の内容
自立支援医療制度	障害者総合支援法に基づく制度で、自立支援医療費（育成医療・更生医療・精神通院医療）の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。 【精神通院医療は都道府県が実施主体】
補装具費支給事業	障害者総合支援法に基づく制度で、補装具（失われた身体機能を補完又は代替する用具）の購入・修理等に要した費用を支給します。
在宅重度心身障害者手当支給事業	在宅の重度心身障害者の経済的・精神的負担の軽減を図ることを目的に手当を支給します。
障害児・者生活サポート事業	町に登録された民間団体が、一時預かり、送迎、出張介護、外出援助等のサービスを提供します。
重度心身障害者医療費支給事業	重度心身障害者が、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を助成します。
重度心身障害者自動車等燃料費助成事業	在宅の重度心身障害者が運転する自動車及びバイクの運行に係る燃料費の一部を助成します。
在宅重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成事業	在宅の重度心身障害者に福祉タクシーの利用券を交付し、利用料金の一部を助成します。
重度障害者等居宅改善整備費補助事業	下肢又は体幹機能に障害のある人に対して、居宅の屋内及び屋外を障害に応じて改善する場合に、費用の一部を補助します。

第4章 成年後見制度の活用

【第2期神川町成年後見制度利用促進基本計画】

(1) 計画の背景・趣旨

平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）が施行され、国ではこれまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしました。

神川町においても「第1期神川町成年後見制度利用促進基本計画」、に基づいて利用者が安心して成年後見制度を利用できる環境の整備に取り組んできましたが、成年後見制度の内容や相談先等の周知、権利擁護支援の地域連携ネットワークなどの体制整備は、まだ十分とはいえない状況にあります。

こうした中で神川町では、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策を進めるため、本計画とは別に神川町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、一体的に取り組みを推進します。

なお、神川町成年後見制度利用促進基本計画は、神川町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画との整合性を図り、これと合わせて策定されたものです。

(2) 町の現状

神川町では、高齢者に対しては神川町地域包括支援センターが、障害者に対しては町民福祉課が中心となり、制度及び事業の普及・啓発に努めています。

今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者、親亡き後の支援が必要な障害者等の増加が見込まれ、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されることから、制度のさらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

また、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の役割を神川町地域包括支援センターが担い、相談窓口を設置しています。

(3) 今後の方策

- 制度の周知・啓発を行い、利用促進を図ります。
- 地域連携ネットワークを通じて情報共有を行い、支援が必要な人の早期発見に繋がります。
- 中核機関の相談窓口を通じ、成年後見制度や任意後見制度の利用相談に応じます。また、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体の協力を得て、相談体制の強化に取り組めます。

資料編

1 アンケート調査結果（障害者）

問1 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。（1つに○）

1	本人が回答	104	65.4%
2	本人が答えて、家族や介助する方が回答	30	18.9%
3	家族や介助する方と相談しながら回答	10	6.3%
4	本人の意見を確認するのは難しいので、家族や介助する方が回答	14	8.8%
	無回答	1	0.6%
	計	159	

問2 あなたの性別は、どちらですか。（1つに○）

1	男性	89	56.0%
2	女性	69	43.4%
3	その他	0	0%
	無回答	1	0.6%
	計	159	

問3 令和5年2月1日現在の年齢をお答えください。

1	0～17歳	9	5.7%
2	18～39歳	16	10.4%
3	40～64歳	49	30.8%
4	65歳以上	84	52.8%
	無回答	1	0.6%
	計	159	

問4 あなたの居住地区はどこですか（1つに○）

1	丹荘地区	77	48.4%
2	青柳地区	35	22.0%
3	渡瀬地区	19	11.9%
4	神泉地区	18	11.3%
5	その他	4	2.5%
	無回答	6	3.8%
	計	159	

問5 あなたと同居している方はどなたですか。（あてはまるものすべてに○）

1	自分一人で暮らしている	22	13.8%
2	父、母	40	25.2%
3	配偶者（夫・妻）	70	44.0%
4	子ども、子どもの配偶者、孫	35	22.0%
5	祖父、祖母	6	3.8%
6	兄弟、姉妹	19	11.9%
7	親せき	3	1.9%
8	福祉施設の職員や仲間	10	6.3%
9	その他	3	1.9%
	無回答	1	0.6%
	計	209	

問6 あなたを含め、何人で暮らしていますか。

1	1人	24	15.1%
2	2人	50	31.4%
3	3人	38	23.9%
4	4人以上	45	28.3%
	無回答	2	1.3%
	計	159	

問7 身体障害者手帳をお持ちですか。(1つに○)

1	1級	39	24.5%
2	2級	20	12.6%
3	3級	23	14.5%
4	4級	25	15.7%
5	5級	6	3.8%
6	6級	5	3.1%
7	持っていない	33	20.8%
	無回答	8	5.0%
	計	159	

問8 身体障害者手帳をお持ちの方のみお答えください。あなたにはどのような障害がありますか。

(あてはまるものすべてに○)

1	視覚	10	6.3%
2	聴覚・平衡機能	16	10.1%
3	音声機能・言語機能・そしゃく機能	5	3.1%
4	肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	51	32.1%
5	内部障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうなど)	38	23.9%
6	その他	9	5.7%
	無回答	48	30.2%
	計	177	

問9 療育手帳をお持ちですか。(1つに○)

1	㊶	2	1.3%
2	A	4	2.5%
3	B	5	3.1%
4	C	9	5.7%
5	持っていない	121	76.1%
	無回答	18	11.3%
	計	159	

問10 精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

(1つに○)

1	1級	1	0.6%
2	2級	16	10.1%
3	3級	14	8.8%
4	持っていない	117	73.6%
	無回答	11	6.9%
	計	159	

問11 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のみお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1	統合失調症	9	5.7%
2	うつ病・そううつ病	14	8.8%
3	てんかん	4	2.5%
4	発達障害	6	3.8%
5	高次脳機能障害	2	1.3%
6	その他	6	3.8%
	無回答	125	78.6%
	計	166	

問12 あなたは、難病(特定疾患等)の認定を受けていますか。(1つに○)

1	受けている	13	8.2%
2	受けていない	120	75.5%
	無回答	26	16.3%
	計	159	

問13 あなたは、発達障害と診断されたことはありますか。(1つに○)

1	ある	19	11.9%
2	ない	120	75.5%
	無回答	20	12.6%
	計	159	

問14 あなたは高次脳機能障害と診断されたことはありますか。(1つに○)

1	ある	10	6.3%
2	ない	127	79.9%
	無回答	22	13.8%
	計	159	

問15-1 ふだん、あなたを主に援助・介助しているのはどなたですか。(1つに○)

1	特に援助・介助は受けていない	52	32.7%
2	父、母、祖父、祖母	26	16.4%
3	配偶者(夫、妻)	28	17.6%
4	子ども、子どもの配偶者、孫	11	6.9%
5	兄弟、姉妹	5	3.1%
6	親せき	0	0.0%
7	近所の人または友人	0	0.0%
8	施設や病院の職員	12	7.5%
9	ヘルパーやボランティア	4	2.5%
10	その他	5	3.1%
	無回答	16	10.1%
	計	159	

問15-2 【問15-1で2～10を回答した方にかがいます。】 問15-1の方があなたを援助・介助できない場合、誰にお願いしますか。(あてはまるものすべてに○)

1	同居している別の家族の人	23	14.5%
2	別居している家族、親せきの人	29	18.2%
3	近所の人または友人	5	3.1%
4	ヘルパー等(サービス・制度の利用)	14	8.8%
5	施設の職員(短期入所の利用)	14	8.8%
6	お願いできる人がいない	19	11.9%
7	その他	5	3.1%
	無回答	67	42.1%
	計	176	

問16 あなたは平日の昼間、主にどのように過ごしていますか。(1つに○)

1	自宅で家事や育児、趣味などを して過ごしている	10	6.3%
2	外に出かけたり、集まりに参加し たりしている	4	2.5%
3	自宅で過ごしている	69	43.4%
4	幼稚園や保育園、学校などに通っ ている	9	5.7%
5	働いている(福祉作業所などを 含む)	40	25.2%
6	デイサービス・デイケアなどに通 所している	6	3.8%
7	病院・入所施設などで看護・介護 を受けている	10	6.3%
8	その他	2	1.3%
	無回答	9	5.7%
	計	159	

問 17 あなたの外出する回数ほどのくらいですか。（通勤、通学、通院などを含む）（1つに○）

1	ほぼ毎日	49	30.8%
2	週に4～5回	29	18.2%
3	週に2～3回	30	18.9%
4	週に1回	14	8.8%
5	月に1～3回	16	10.1%
6	ほとんど外出しない	19	11.9%
	無回答	2	1.3%
	計	159	

問 18-1 あなたのご家庭に仕事や学校等に行かず家族以外の人との交流をほとんどしない方（ひきこもり状態）はいますか（1つに○）

1	いる	8	52.6%
2	いない	151	41.2%
	無回答	0	6.2%
	計	159	

問 18-2 問 18-1 で「いる」を選んだ方に伺います。その方とあなたの続柄を教えてください。

1	本人	2	1.3%
2	配偶者・パートナー	1	0.6%
3	父・母	2	1.3%
4	兄弟姉妹	0	0.0%
5	子ども	0	0.0%
6	子どもの配偶者	0	0.0%
7	孫	0	0.0%
8	その他	1	0.6%
	無回答	153	96.2%
	計	159	

問 18-3 問 18-1 で「いる」を選んだ方に伺います。その方が現在の状況になってどのくらいたちますか。（1つに○）

1	1年未満	0	0.0%
2	1年～5年未満	2	1.3%
3	5年～10年未満	1	0.6%
4	10年～20年未満	2	1.3%
5	20年以上	1	0.6%
6	わからない	1	0.6%
	無回答	152	95.6%
	計	159	

問 18-4 問 18-1 で「いる」を選んだ方に伺います。その方が現在の状況に至ったきっかけを教えてください。（あてはまるものすべてに○）

1	学生時代にいじめがあった	2	1.2%
2	受験に失敗した	0	0.0%
3	学校（部活動を含む）に馴染めなかった	2	1.2%
4	就職活動がうまくいかなかった	0	0.0%
5	職場に馴染めなかった	1	0.6%
6	失業あるいは退職	1	0.6%
7	友人との人間関係がうまくいかなかった	2	1.2%
8	家族との人間関係がうまくいかなかった	1	0.6%
9	事故や加齢などにより体調が悪くなった	0	0.0%
10	長期に療養を要する病気にかかった	4	2.4%
11	その他	2	1.2%
	無回答	152	91.0%
	計	167	

問 18-5 問 18-1 で「いる」を選んだ方に伺います。現在ひきこもり相談機関等に相談していますか。

1	相談している	2	5.0%
2	相談してみたいと思っている。	0	6.3%
3	そうだなしてみたいが、どこに相談したらよいかわからない	0	7.5%
4	以前相談していたが、今はしていない	0	11.3%
5	今のところ相談するつもりはない	2	12.6%
6	どうしたらよいかわからない	1	3.1%
7	その他	1	11.3%
	無回答	153	7.5%
	計	159	

12	その他	74	46.5%
	無回答	12	7.5%
	計	227	

問 19 外出の際に困っていることがありますか
(○は3つまで)

1	付き添ってくれる人がいない	8	5.0%
2	必要な時に周りの手助け・配慮が足りない	10	6.3%
3	他人の視線が気になる	12	7.5%
4	他人との会話が難しい	18	11.3%
5	歩道が狭く、道路に段差が多い	20	12.6%
6	道路に放置自転車等の障害物が多く歩いたり、移動しにくい	5	3.1%
7	障がい者のトイレが少ない、建物などに段差が多いなど、バリアフリー化がされていない	18	11.3%
8	車を駐車するところがない	4	2.5%
9	利用できる移動手段が限られている	28	17.6%
10	電車やバスがバリアフリー対応していないなど、交通手段を利用しづらい	9	5.7%
11	困っていることは特にない	9	5.7%

問 20 現在、障害福祉サービスとして主に次のようなサービスがありますが、それぞれの利用状況と今後の利用意向を教えてください

	利用状況				今後の利用意向			
	過去に利用したことがある	現在利用している	利用していない	無回答	利用したい	利用しない	利用の必要はない	無回答
1. 居宅介護	4	9	113	33	40	11	69	39
2. 生活介護	2	10	113	34	35	14	69	41
3. 就労継続支援（A型、B型）	8	2	109	40	23	17	75	44
4. 短期入所	6	2	110	41	38	16	63	42
5. グループホーム	5	2	115	37	29	18	68	44
6. 施設入所支援	1	7	109	42	33	16	65	45
7. 補装具の交付・修理	9	15	97	38	44	11	62	42
8 移動支援	4	6	108	41	40	12	66	41
9. 日常生活用具の給付	6	10	101	42	39	12	64	44
10. 福祉タクシー券の交付	6	9	106	38	56	11	56	36
11. 日中一時支援事業	1	0	114	44	34	10	71	44

問 21 災害時の避難場所を知っていますか。(1つに○)

1	知っている	101	63.5%
2	知らない	55	34.6%
	無回答	3	1.9%
	計	159	

問 22 あなたは、災害時に1人で避難できますか。(1つに○)

1	できる	70	44.0%
2	できない	55	34.6%
3	わからない	32	20.1%
	無回答	2	1.3%
	計	159	

問 23 災害時に助けてくれる人はいますか。(1つに○)

1	いる	98	61.6%
2	いない	18	11.3%
3	わからない	38	23.9%
	無回答	5	3.1%
	計	159	

問 24 万一、災害が起こった際の不安は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1	災害の状況が伝わってこない場合の不安	77	44.7%
2	避難する際の不安	73	45.9%
3	避難先での不安	93	58.5%
4	その他	9	5.7%
5	わからない	27	17.0%
6	特にない	14	9.0%
	無回答	4	2.5%
	計	291	

問 25 災害時に、避難場所などで具体的に困ると思われることなんですか。(あてはまるものすべてに○)

1	トイレのこと	92	57.9%
2	プライバシーのこと	64	40.3%
3	コミュニケーションのこと	46	28.9%
4	介助・介護してくれる人のこと	34	21.4%
5	薬や医療のこと	97	61.0%
6	補装具や日常生活用具のこと	32	20.1%
7	その他	10	6.3%
8	わからない	13	8.2%
9	特にない	7	4.4%
	無回答	4	2.5%
	計	399	

問 26-1 現在、あなたは仕事をしていますか。(1つに○)

1	正規雇用の職員・社員	15	9.4%
2	臨時・パート・アルバイト等	18	11.3%
3	自営業・家業従事者	12	7.5%
4	就労支援支援所や通所施設などで作業をしている	5	3.1%
5	仕事をしていない(問26-2へ)	102	64.2%
	無回答	7	4.4%
	計	159	

問 26-2 【問 26-1 で 5 を回答して方にうかがいます。】あなたが仕事をしていない理由は次のどれですか。（1つに○）

1	仕事をしなくても働く場がない	8	5.0%
2	仕事をしなくても就職の仕方がわからない	0	0.0%
3	障害が重くて仕事ができない	17	10.7%
4	未就学児・就学中のため	10	6.3%
5	高齢・健康上の理由のため	48	30.2%
6	仕事をする気がない	6	3.8%
7	その他	10	6.3%
	無回答	60	37.7%
	計	159	

問 27 障害者が仕事に就くためにはどんなことが大切だと思いますか。（○は3つまで）

1	自分の技能や能力を高めること	21	13.2%
2	技能・知識の習得のためのセミナーや職業訓練が充実していること	13	8.2%
3	障害者を受け入れる職場がたくさんあること	73	45.9%
4	障害や健康状態に合った仕事ができること	79	49.7%
5	事業主や職場の人が障害に対して十分理解していること	81	50.9%
6	職場の施設や設備が障害のある人にも利用できるように整備されていること	27	17.0%
7	障害者の就職に関する情報が充実していること	8	5.0%
8	仕事について気軽に相談できる人や場所があること	40	25.2%
9	その他	7	4.4%
10	わからない	0	0.0%
11	特にない	0	0.0%
	無回答	26	16.4%
	計	375	

問 28 障害者が働き続けるためにはどんな支援が必要だと思いますか。（○は3つまで）

1	職場に慣れるまで指導してくれる人がいること	77	48.4%
2	バリアフリー化された職場施設があること	36	22.6%
3	職場に仕事の相談に乗ってくれる人がいること	83	52.2%
4	仕事を補助してくれる人がいること	44	27.7%
5	障害者に代わって職場に改善してほしいことを伝える人がいること	38	23.9%
6	必要な支援はない	11	6.9%
7	その他	4	2.5%
8	わからない	0	0.0%
	無回答	31	19.5%
	計	324	

問 29 あなたは悩んでいることや相談したいことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

1	自分の健康や治療のこと	61	38.4%
2	生活費など経済的なこと	45	28.3%
3	介助や介護のこと	15	9.4%
4	家事（炊事・洗濯・掃除）のこと	20	12.6%
5	住まいのこと	13	8.2%
6	外出や移動のこと	22	13.8%
7	就学や進学のこと	4	2.5%
8	仕事や就職のこと	19	11.9%
9	恋愛や結婚のこと	8	5.0%
10	緊急時や災害時のこと	34	21.4%
11	話し相手がないこと	15	9.4%
12	福祉などに関する情報収集のこと	14	8.2%
13	家族や地域での人間関係のこと	14	11.3%
14	職場や施設内での人間関係のこと	14	5.7%
15	その他	2	1.5%
16	特にない	36	31.4%
	無回答	19	11.9%
	計	355	

問 30 あなたは悩みごとや心配ごとがあるとき、
どのようなところに相談していますか。

(あてはまるものすべてに○)

1	家族・親せき	99	62.3%
2	友人・知人	43	27.0%
3	役場の関係課窓口(地域包括支援センターを含む)	15	9.4%
4	保健センター	12	7.5%
5	病院・診療所	41	25.8%
6	保健所・児童相談所	4	2.5%
7	福祉施設や作業所の職員	22	13.8%
8	民生委員・児童委員	3	1.9%
9	学校の先生や職場の仲間	9	5.7%
10	社会福祉協議会の職員	4	2.5%
11	その他	7	4.4%
	無回答	20	12.6%
	計	304	

問 31-1 あなたは日常生活の中で障害を理由とした差別や偏見を感じるがありますか。(1つに○)

1	よく感じる(問 31-2 へ)	10	6.3%
2	ときどき感じる(問 31-2 へ)	30	18.9%
3	ほとんど感じたことはない	63	39.6%
4	まったく感じたことはない	36	22.6%
	無回答	20	12.6%
	計	159	

問 31-2 【問 31-1 で 1, 2 と回答した方にうかがいます。】 あなたはどこで差別や偏見を感じるがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1	バスや電車	9	5.7%
2	街中	15	9.4%
3	町役場などの公共機関	9	5.7%
4	スーパーやお店など	13	8.2%
5	学校・職場・その他施設	12	7.5%
6	家庭内	2	1.3%
7	その他	2	1.3%
	無回答	121	76.1%
	計	183	

問 31-3 【問 31-1 で 1, 2 と回答した方にうかがいます。】 具体的に差別や偏見を感じた時の状況をお書きください。

問 32 障害のある人への理解を深めるために、必要だと思うことは何ですか(○は3つまで)

1	学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う	18	48.6%
2	障害のある人と接する機会を日頃から多くもつ	14	37.8%
3	各種行事への参加を通じて障害のある人への理解を高める	7	18.9%
4	企業が積極的に福祉活動に携わる	11	29.7%
5	マスコミを通じて、障害のある人に対する理解を呼びかける	4	10.8%
6	県や町の広報誌で、障害のある人に対する理解を呼びかける	9	24.3%
7	障害のある人が自立を努力して、積極的に社会に進出する	11	29.7%
8	その他	1	2.7%
	無回答	3	8.1%
	計	78	

問 33 「成年後見制度」とは、知的障害や精神障害などの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。あなたは成年後見制度について知っていましたか。（1つに○）

1	言葉も内容も知らない	47	29.6%
2	言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない	55	34.6%
3	言葉も内容も知っている	40	25.2%
	無回答	17	10.7%
	計	159	

問 34 あなたは、成年後見制度を活用したいと思いますか。（1つに○）

1	すでに活用している	2	1.3%
2	今は必要ないが、将来は必要により活用したい	39	24.5%
3	活用したいと思わない	32	20.1%
4	わからない	65	40.9%
	無回答	21	13.2%
	計	159	

問 35 あなたが、暮らしやすくなるために、特にしてほしいことはどのようなことですか。（○は3つまで）

1	障害のある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい	37	23.3%
2	外出（買い物や映画鑑賞など）の支援をしてほしい	16	10.1%
3	いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい	29	18.2%
4	ホームヘルパーの派遣など、在宅生活支援サービスを充実させてほしい	12	7.5%
5	障害者が通所できる施設を整備してほしい	11	6.9%

6	障害のある人の働く場所の確保や就労の定着を図ってほしい	28	17.6%
7	障害のある人が暮らす住宅を整備してほしい	10	6.3%
8	乳幼児期の障害の早期発見や適切な療育を充実させてほしい	2	1.3%
9	障害のある子どもたちの特性にあった教育を充実させてほしい	16	10.1%
10	障害のある人が適切に医療を受けられる体制を整備してほしい	21	13.2%
11	災害時に備え、要支援者の把握、安否確認や避難方法、避難先の確保を図ってほしい	26	16.4%
12	文化、教育、スポーツ、レクリエーション活動に対する支援をしてほしい	5	3.1%
13	年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい	63	39.6%
14	その他	3	1.9%
15	わからない	3	1.9%
16	特になし	12	7.5%
	無回答	20	12.6%
	計	314	

問 36 最後に、地域活動、福祉等について意見がありましたらご自由にご記入ください

2 アンケート調査結果（健常者）

問1 あなたの性別は、どちらですか。（1つに○）

1	男性	14	37.8%
2	女性	22	59.5%
3	その他	0	0.0%
	無回答	1	2.7%
	計	37	

問2 あなたの年齢（令和5年2月1日現在）を記入してください。

1	10歳代	1	2.7%
2	20歳代	1	2.7%
3	30歳代	3	8.1%
4	40歳代	7	18.9%
5	50歳代	5	13.5%
6	60歳代以上	20	54.1%
	無回答	0	0.0%
	計	37	

問3-1 あなたは、障害者の福祉に関心がありますか。（1つに○）

1	非常に関心がある⇒問3-2へ	7	18.9%
2	ある程度関心がある⇒問3-2へ	19	51.4%
3	どちらともいえない	9	28.6%
4	あまり関心がない	1	8.6%
5	まったく関心がない	1	5.7%
	無回答	0	0.0%
	計	37	

問3-2（問3-1で「1」「2」のどちらかを答えた方にお聞きします。）どのような理由から関心をお持ちですか。（○はいくつでも）

1	自分自身に障害があるため	1	2.7%
2	自分の身内や近所、知り合いに障害のある方がいるから	8	21.6%
3	障害のある方に対してボランティア活動を行っているから	0	0.0%
4	自分自身が福祉に関する職業に就いているから	0	0.0%
5	テレビや新聞等で障害のある方に関することを目にしたり聞いたりするから	14	37.8%
6	町の広報誌で障害のある方に関することを目にするから	1	2.7%
7	とくに理由はないが、以前から福祉について関心を持っているから	5	13.5%
8	その他	3	8.1%
	無回答	11	29.7%
	計	43	

問4 あなたは今までに障害者に関連のある次の言葉を聞いたことがありますか。聞いたことのあるものをお選びください。(○はいくつでも)

1	完全参加と平等	3	8.1%
2	障害者の日	6	16.2%
3	福祉のまちづくり	15	40.5%
4	国際障害者年	4	10.8%
5	バリアフリー	34	91.9%
6	ユニバーサルデザイン	16	43.2%
7	障害者差別解消法	6	16.2%
8	障害者総合支援法	3	8.1%
9	障害者の雇用率	19	51.4%
10	どの言葉も聞いたことがない	2	5.4%
	無回答	0	0.0%
	計	108	

問5 毎年、12月9日が「障害者の日」であるということをご存じですか。(1つに○)

1	知っている	2	5.4%
2	月日は知らないが、「障害者の日」があることは知っている	10	27.0%
3	知らない	25	67.6%
	無回答	0	0.0%
	計	37	

問6 あなたは、「ノーマライゼーション」の考え方をご存じですか。(1つに○)

1	知っている	3	8.1%
2	知らない	30	81.1%
	無回答	4	10.8%
	計	37	

問7 あなたは障害者についてどのように思われますか。(○は各1つずつ)

<身体障害者>

1	積極的に援助したい	5	13.5%
2	困っていたら援助したい	29	78.4%
3	特に何も思わない	1	2.7%
4	あまり関わりたくない	0	0.0%
	無回答	2	5.4%
	計	37	

<知的障害者>

1	積極的に援助したい	2	5.4%
2	困っていたら援助したい	24	64.9%
3	特に何も思わない	2	5.4%
4	あまり関わりたくない	2	5.4%
	無回答	7	18.9%
	計	37	

<精神障害者>

1	積極的に援助したい	1	2.7%
2	困っていたら援助したい	22	59.5%
3	特に何も思わない	2	5.4%
4	あまり関わりたくない	5	13.5%
	無回答	7	18.9%
	計	37	

問8 あなたは障害のある人に接する機会はどのくらいありますか。(1つに○)

1	毎日	2	5.4%
2	週に2、3日	3	8.1%
3	月に数回	2	5.4%
4	年に数回	7	18.9%
5	ほとんどない	21	56.8%
	無回答	2	5.4%
	計	37	

問 9 もしあなたのすぐ近所に障害のある人が引越してきた場合、または、障害者の施設が出来るとしたら、あなたはどう思いますか。(1つに○)

1	こちらから声をかけて手助けをしたい	2	5.4%
2	気をかけて、困っていれば手助けをしたい	21	56.8%
3	特別気にかけるということはない	12	32.4%
4	どちらかという、関わりたくない	1	2.7%
5	その他	0	0.0%
	無回答	1	2.7%
	計	37	

問 10 あなたご自身が、病気や事故などで将来障害者になるかもしれないと考えることがありますか。(1つに○)

1	よくある	4	10.8%
2	たまにある	24	64.9%
3	あまり考えたことはない	9	24.3%
4	全く考えたことはない	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
	計	37	

問 11-1 あなたはこれまで、障害のある人に手助けをしたことがありますか。(1つに○)

1	ある(問 11-2、問 11-3 へ)	22	59.5%
2	ない(問 11-4 へ)	15	40.5%
	無回答	0	0.0%
	計	37	

問 11-2 (問 11-1 で「1.ある」と答えた方にお聞きします。)どのような手助けでしたか。(あてはまるものすべてに○)

1	横断歩道や階段で手をかした	7	18.9%
2	荷物を持ってあげた	9	24.3%
3	席をゆずった	14	37.8%
4	電話を代わりにかけた	3	8.1%
5	書類を読んだり代書した	2	5.4%
6	掃除・洗濯などの家事を手伝った	3	8.1%
7	入浴や着替えなどのお世話をした	4	10.8%
8	相談相手、話し相手になった	7	18.9%
9	買い物や代りにしたり、病院などで薬をもらってきた	3	8.1%
10	車いすを押したり、持ち上げるのを手伝った	10	27.0%
11	車で送り迎えをするなど外出の手助けをした	4	10.8%
12	寄付や募金など経済的な援助をした	5	13.5%
13	その他	2	5.4%
	無回答	13	35.1%
	計	86	

問 11-3 (問 11-1 で「1」と答えた方にお聞きします。) どのような気持ちからでしょうか。

(近いもの 1 つに○)

1	特に意識していないが、当然のこととして	10	27.0%
2	困っているときはお互いさまという気持ちから	8	21.6%
3	身内などに障害のある人がいてその大変さを知っているから	4	10.8%
4	近所づきあいや親戚づきあいなどで	0	0.0%
5	何となく	2	5.4%
6	わからない	0	0.0%
7	その他	0	0.0%
	無回答	13	35.1%
	計	37	

問 11-4 (問 11-1 で「2」と答えた方にお聞きします。) 手助けをしなかった理由は何でしょうか。(あてはまるものすべてに○)

1	障害者が困っている場面に出会わなかったから	12	32.4%
2	専門の人や関係者にまかせたほうが良いと思ったから	1	2.7%
3	どのように接していいかわからなかったから	1	2.7%
4	お節介になるような気がしたから	0	0.0%
5	関わるのが、わずらわしい気がしたから	0	0.0%
6	その他	0	0.0%
	無回答	23	62.2%
	計	37	

問 12-1 あなたは現在、障害のある人を手助けするボランティア活動に参加していますか。(1 つに○)

1	参加している	1	2.7%
2	参加していない	36	97.3%
	無回答	0	0.0%
	計	37	

問 12-2 (問 12-1 で「2. 参加していない」と回答した方にお聞きします。) 参加していない理由は何ですか。(1 つに○)

1	参加したいが、団体や問い合わせ先がわからない	1	2.7%
2	参加したいが、時間的余裕がない	7	18.9%
3	関心はあるが、参加するほどではない	14	37.8%
4	他の人がやっているのだから、自分がやる必要はない	0	0.0%
5	正直に言って、あまり関心がない	6	16.2%
6	障害のある人へのボランティアなどする必要がない	6	16.3%
7	その他	0	0.0%
	無回答	3	8.1%
	計	37	

問 13-1 あなたは今後、障害のある人を手助けするボランティア活動に参加したいと思いますか。(1 つに○)

1	ぜひ参加したい	1	2.7%
2	できれば参加したい	7	18.9%
3	どちらともいえない	20	54.1%
4	あまり参加したくない	4	10.8%
5	参加する気はない	3	8.1%
	無回答	2	5.4%
	計	37	

問 13-2 (問 13-1 で「1.ぜひ参加したい」「2.できれば参加したい」と回答した方にお聞きします。) 具体的にはどのような活動に参加したいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1	施設に行って障害者のレクリエーション活動などをする	1	2.7%
2	施設などで障害者の身の回りのお世話をする	2	5.4%
3	障害者が外出するときの付き添いをする	1	2.7%
4	手話や点字を覚えて、視覚障害者や聴覚障害者を援助する	1	2.7%
5	障害のある人のための募金に対して寄付を行う	1	2.7%
6	その他	0	0.0%
	無回答	31	83.8%
	計	37	

問 14 もっと充実させる必要があると思う障害者の施策をお選びください。(○は3つまで)

1	障害者に対する理解を深めるための啓発・広報活動や福祉教育の充実	10	27.0%
2	各種サービス等の情報提供システムの確立を図るなど情報サービスの充実	1	2.7%
3	ボランティア活動の推進・支援	4	10.8%
4	福祉・保健・医療などの総合相談体制の充実	4	10.8%
5	障害の早期発見・早期治療や在宅医療・訪問看護などの保健・医療の充実	5	13.5%
6	ホームヘルパー・ショートステイ・デイサービスなどの在宅福祉サービスの充実	8	21.6%
7	グループホーム・生活ホームなどの生活の場の確保	5	13.5%
8	授産施設・福祉工場などの福祉的就労場の充実	2	5.4%
9	身体障害者療護施設・知的障害者更生施設などの重度障害者施設の充実	3	8.1%

10	障害児に対する教育・療育の充実	4	10.8%
11	障害者の雇用・就業の促進	8	21.6%
12	スポーツ・レクリエーション及び文化活動に対する援助	1	2.7%
13	障害の利用に配慮した公共住宅の供給	2	5.4%
14	建築物や道路の整備・改善などの福祉のまちづくり	3	8.1%
15	移動を容易にするための施策(環境整備、交通機関)の充実	2	5.4%
16	防犯・防災対策の充実	4	10.8%
17	病気にかかりやすいので医療費の軽減	9	24.3%
18	年金などの所得保障の充実	5	13.5%
19	社会福祉施設の充実	4	10.8%
20	結婚についての相談事業の充実	0	0.0%
21	その他	0	0.0%
	無回答	4	10.8%
	計	88	

問 15 障害のある人への町民の理解を深めるためには、何が必要だと考えますか。(○は3つまで)

1	学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う	18	48.6%
2	障害のある人と接する機会を日頃から多くもつ	14	37.8%
3	各種行事への参加を通じて障害のある人への福祉意識を高める	7	18.9%
4	企業が積極的に福祉活動に携わる	11	29.7%
5	マスコミを通じて、障害のある人の生活をもっとよく知ってもらう	4	10.8%
6	県や町の広報紙等で、障害のある人に対する理解をよびかける	9	24.3%
7	障害のある人が自立の努力をして、積極的に社会に進出する	11	29.7%
8	その他	1	2.7%
	無回答	3	8.1%
	計	78	

問 16 障害者が積極的に社会参加するようになると、障害者に接する機会が増えることとなりますが、これについてどう思いますか。(1つに○)

1	積極的に社会参加するべきだ	13	35.1%
2	今よりは社会参加するべきだ	18	48.6%
3	今のままでよい	1	2.7%
	無回答	5	13.5%
	計	37	

問 17 あなたの地域は、障害者が気軽に街に出たり、地域の行事に参加できるという意味で、障害者が「社会参加しやすい」街だと思いますか。(1つに○)

1	社会参加しやすい	1	2.7%
2	社会参加しにくい	12	32.4%
3	わからない	21	56.8%
4	その他	0	0.0%
	無回答	3	8.1%
	計	37	

問 18 障害者が社会参加する上で、最も大きな障壁と思われるものをお選びください。(1つに○)

1	障害者に対する意識上の障壁があるなど、障害者にとって外出しにくい雰囲気があること	7	18.9%
2	外出を助ける付き添いが少ないこと	7	18.9%
3	公共交通機関が、障害者にとって利用しにくいこと	7	18.9%
4	道路に歩道がなかったり、段差があったり、物理的な障壁があること	4	10.8%
5	障害者用のトイレが少ないこと	1	2.7%
6	その他	0	0.0%
7	よくわからない	5	13.5%

	無回答	6	16.2%
	計	37	

問 19 障害のある人が社会参加を進めるために、もっとがんばってほしいと思う組織、主体はどこですか。(1つに○)

1	県、市町村などの行政機関	19	51.4%
2	社会福祉協議会などの団体	2	5.4%
3	各福祉施設	2	5.4%
4	障害者自身や障害者団体	2	5.4%
5	ボランティア団体	1	2.7%
6	地域住民	2	5.4%
7	その他	0	0.0%
8	特になし	2	5.4%
	無回答	7	18.9%
	計	37	

問 20 最近、「福祉のまちづくり」として、障害者が街に出やすいように各地で整備が進められています。これについてどのように思いますか。

(1つに○)

1	積極的に改善・整備すべきだ	22	59.5%
2	ある程度は改善・整備したほうがよい	10	27.0%
3	ほぼ整備されているので、これ以上整備する必要はない	1	2.7%
4	その他	0	0.0%
	無回答	4	10.8%
	計	37	

問 21 障害のある人やお年寄りが安全に外出できるようなまちづくりが各地で進められています。あなたのお住まいの地域はいかがですか。(1つに○)

1	改善されてきていると思う	4	10.8%
2	改善されてきているとは思わない	18	48.6%
3	その他	1	2.7%
4	わからない	11	29.7%

	無回答	3	8.1%
	計	37	

問 23 最後に、障害者に対する保健・医療・福祉サービス等について日ごろ感じていることがあれば、何でもご自由にお書きください。

3 用語解説

－ ア行 －

医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。

－ カ行 －

介護福祉士

入浴、排せつ、食事、その他の介護を行い、また家族介護者等の介護に関する相談に応ずる専門職。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体障害、知的障害、精神障害のある人や、難病、発達障害など、障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行う機関。

グループホーム（共同生活援助）

地域において自立した日常生活を営む上で、相談や日常生活上の援助等のサービス提供を行う。

ケアホーム（共同生活介護）

地域において自立した日常生活を営む上で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービス提供を行う。平成26年4月からグループホームに統合。

ケアマネジメント

障害者に対するサービス計画作成により、適切なサービスの選定と調整を行う。次の四つの機能を果たし、障害者の自立、地域生活、社会参加を支援する。

- ①障害者やその家族の相談に応じ、専門的な立場から助言すること。
- ②障害者のニーズを把握し、ケアプランを作成すること。
- ③ケアプランを踏まえ、実際のサービス利用に結びつけること。
- ④適切なサービス利用を継続的に確保すること。

言語聴覚士

言葉によるコミュニケーションに問題がある人に専門的サービスを提供し、支援する専門職。

権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等のために、援助者がその権利の擁護を行うこと。

高機能自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、IQ70以上で知的発達遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高次脳機能障害

病気や事故などの原因により、脳が損傷を受けたことによる記憶・判断などの認知機能や感情・意思などの情緒機能に障害が現れた状態をいう。

－ サ行 －

埼玉県福祉のまちづくり条例

高齢者や障害者を始め、すべての県民が安全で快適に生活できる社会環境を目指して、平成7年3月20日に制定された条例。

作業療法士

作業療法を専門技術とすることを認められた医学的リハビリテーション技術者。

サービス管理責任者

障害福祉サービスの提供についてサービス管理を行う者をいう。具体的には、利用者の個別支援計画の作成や、定期的な評価など、サービス提供のプロセス全体に関する管理をするほか、サービスを提供する他の職員に対する指導的な役割を担う。

児童発達支援管理責任者

放課後等デイサービスや児童発達支援事業で、利用者の個別支援計画を作成してこの計画に基づいた支援が行われるよう管理し、療養を主導する役割を持つ者。

児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

社会福祉協議会

社会福祉法による社会福祉法人の一つ。一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的組織。

社会福祉士

福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う専門職。

重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子ども。

手話通訳者

都道府県が行う手話通訳者養成研修事業を修了し登録を受けた者。聴覚障害者の理解力に応じた手話通訳の能力が求められる。手話通訳の技能を有する者の総称として、手話通訳士、手話通訳奉仕員を含む意味で用いる場合もある。

障害支援区分

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、市町村審査会が障害支援区分（非該当、区分1～区分6）を判定する。

障害者週間

平成16年6月に障害者基本法の一部が改正され、12月9日の「障害者の日」が12月3日から9日までの「障害者週間」に拡大された。今後の強調テーマとして、共生社会（障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会）の理念の普及、障害に関する国民理解の促進、国民一人一人が日常生活や事業活動の中で自ら実施できる配慮や工夫の周知が掲げられている。

障害者就労支援センター

障害者本人や家族からの就労に関する相談を受け、必要な支援をする施設。職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援を行う。

障害者生活支援センター

障害者や家族からの様々な相談を受け、関係機関との連携のもと、適切な対応や支援がなさ

れるようサポートする機関。また、通常の相談の他にも、障害者総合支援法に基づく計画相談支援として、サービス利用計画案の作成も行っている。

小児慢性特定疾患

18歳未満の慢性疾患のうち、厚生労働省が特に定めたもの。治療が長期にわたるため保護者の経済的な負担が大きいとして、医療費が公費で負担される。

自立支援協議会

障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置する。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障害者等、判断能力が十分でない人を支援するための法律上の制度。判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3種型がある。

相談支援専門員

障害者の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行う。

－ 夕行 －

地域生活支援拠点等

障害者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、相談・体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を一定の区域内に集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点。あるいは、上記機能を地域の複数の期間が分担して担う体制。

地域包括ケアシステム

障害者や高齢者、子どもを含む、地域のすべての住民の関わりにより、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

点訳・朗読奉仕員

視覚障害者の福祉向上のために図書などを文字情報に点訳したり、朗読により音声化したりするボランティア。

－ ナ行 －

難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではないが、次のように整理されている。

- ①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。
- ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

日常生活用具

日常生活に必要な道具または設備といったものを給付、または貸与して、重度の障害者の日常生活を補う用具。

ノーマライゼーション

障害者や高齢者等、社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、ともに普通の生活を行うことができる社会を目指すことをいう。

－ ハ行 －

バリアフリー

障害者の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと。

ハローワーク（公共職業安定所）

職業安定法に基づき労働市場の実情に応じて労働力の需給の適正な調整を行うために、全国的体系で組織・設置され、求職者にはその有する能力に適した職業に就く機会を与え、求人者にはその雇用条件にかなった求職者の斡旋を行い、無料で公共に奉仕する総合的雇用サービス機関。

補装具

身体障害者の身体の一部の欠損又は機能の障害を補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる器具。

ボランティア

社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者。

－ ヤ行 －

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、障害の有無などの人々が持つ様々な違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザインしていこうとする考え方。

要約筆記

聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいう。

－ ラ行 －

理学療法士

理学療法を専門技術とすることを認められた医学的リハビリテーション技術者。

リハビリテーション

一般的には「障害者の機能回復のための訓練」と考えられているが、広くは「人間らしく生きる権利」（全人間的復権）を意味する。

臨床心理士

心理学のうち、臨床心理学に関して高度な知識・経験を有する専門家。

4 策定経過

年月日	会議等	内容等
令和5年2月中旬	アンケート調査実施	・対象者を無作為に抽出し実施
令和6年1月11日	第1回策定委員会	・委員委嘱 ・計画概要について ・計画策定スケジュールについて ・計画素案について
令和6年2月1日 ～令和6年3月1日	「パブリック・コメント」の 実施	・計画案への意見募集
令和6年3月14日	第2回策定委員会	・「パブリック・コメント」の 実施結果報告 ・計画最終案について
令和6年3月末	計画公表	・町ホームページでの公開

5 策定委員会名簿

(敬称略)

構 成	氏 名	所 属 等
識見を有する者	○ 町田 誠	神川町社会福祉協議会
障害者団体・関係機関	相川 隆志	ほっとmama
障害者団体・関係機関	◎ 荒木 美弘	神川フロンティア
関係機関の行政職員	飯田 朋宏	埼玉県北部福祉事務所
関係機関の行政職員	市川 大祐	神川町保健センター

◎委員長、○副委員長

6 策定委員会設置要綱

神川町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年6月30日告示第157号

(設置)

第1条 神川町障害者計画及び障害福祉計画（以下「障害者計画」という。）の策定に関し、障害者に関する施策の統合的かつ計画的な推進を図るため、神川町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に定める事務を所掌する。

- (1) 障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害者施策に係る調査研究に関すること。
- (3) その他計画策定に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障がい者団体・関係機関の代表
- (3) 関係機関の行政職員
- (4) その他、特に町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、障害者計画策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会には、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第24号抄)

(施行期日)

第1条 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月1日告示第72号)

この告示は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月7日告示第108号)

この告示は、令和5年12月7日から施行する。

第 4 次 神 川 町 障 害 者 計 画
第 7 期 神 川 町 障 害 福 祉 計 画
第 3 期 神 川 町 障 害 児 福 祉 計 画

令和6年3月

発行 神川町 編集 町民福祉課

埼玉県児玉郡神川町大字植竹909

TEL：0495-77-2111（代）

FAX：0495-77-3915

<http://www.town.kamikawa.saitama.jp/>